

## 第 65 回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成 27 年 12 月 18 日（金）16:00～19:02

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

### 3 出席者

（部 会 長） 白波瀬 佐和子

（委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子

（専 門 委 員） 齋藤 博、松原 由美

（審議協力者） 美添 泰人（青山学院大学経営学部プロジェクト教授）、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

（調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室：  
中村室長ほか

（事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

### 4 議 題 「国民生活基礎調査の変更について」

### 5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第65回人口・社会統計部会を開催いたします。

最初に、本日は11月30日に開催いたしました第64回部会に引き続き、国民調査基礎調査の変更について審議させていただきます。

最初に、本日の部会の審議時間についてお知らせといたしますか、お願いを差し上げたいと思います。皆様には事務局からあらかじめ御連絡を差し上げておりますが、審議内容が比較的盛りだくさんであることから、本日も部会の審議時間を延長させていただきたいと思っております。本日は当初予定の審議時間を18時までとさせていただいておりましたが、1時間延長させていただきまして、19時まで審議を行うことができればと思っております。それまでに早く審議が終わりましたら、もちろん19時までいることはないと思いますが、時間が遅くなってしまう可能性が高いので、どうか御了承のほどよろしく願いいたします。

既に御予定のある委員、専門委員等におかれましては、18時となりましたら御自由に御退席いただいても差し支えありませんが、お時間の許す限り御出席いただきまして、審議に御協力いただければ幸いに存じます。

また、当初予備日としておりました今月28日の月曜日については、第4回の部会として開催し、答申案を中心に審議を行う予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本日も前回に引き続き、審議協力者としまして、青山学院大学の美添泰人先生にお越しいただいております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に本日の配布資料と本日の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第と合わせまして資料の御確認をお願いします。

本日は資料1ということで、1回目の部会審議において整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答。

資料2ということで、前回2回目の部会審議において整理、報告等が求められた事項に対する回答。

参考1ということで、審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答のその2。

参考2として、審査メモをお配りしております。

この参考1、参考2につきましては、既にこれまでの部会でお配りしたものを再度お配りしている形になっております。

参考3につきましては、事前に皆様方に内容を御確認いただきました前回部会の議事概要をお配りしております。

このほか右上に赤字で入っておりますが、席上配布資料ということで2枚お配りしております。

1つは国勢調査と国民生活基礎調査の世帯数の比較をお示したグラフ。

国民生活基礎調査の世帯票、所得票の回収状況ということで、表裏に記載してある1枚紙ということで、計2枚をお配りしております。

この席上配布資料につきましては、部会終了後に回収させていただきますので、お帰りの際にはお持ち帰りにはならず、卓上に残したまま御退室いただきたいと思います。

本日の配布資料につきまして不足がありましたら、お申し出願います。

それでは、本日の審議スケジュールですが、初めに資料1、資料2に基づきまして、これまでの部会審議において整理、報告等が求められた事項について改めて御審議いただいた後、参考2の審査メモに基づき、まだ議論されていない残りの論点につきまして、参考1の調査実施者の回答を踏まえながら御審議をお願いしたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

次に、本日お配りしております資料1及び資料2に基づき、第1回及び第2回の部会において皆様から御意見等として出されました事項に対する調査実施者の回答について審議を行いたいと思います。

それでは、資料1-1の「(1) 報告を求める事項の変更」の「ア 世帯を離れている者の人数」について、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 1ページ目を御覧ください。今回、世帯を離れている者の人数について選択肢を分割するという事を考えているわけですが、資料の表の右側、平成25年調査と28年調査、この部分ですが、まず選択肢の3につきましては特に変更はありません。4の平成25年の選択肢のところ、この部分を2つに平成28年度は分割するという事として、障害者支援施設の部分とそれ以外に分けるということです。

元々、選択肢の4、平成25年の4で言いますと、20万3,000人ほどいる中で、障害者支援

施設の部分を抜き出しますと大体61.3パーセントとなっております。

2 ページ目は、一番上のところは障害者支援施設にはどういうものが含まれるかということで、法改正によりまして障害者支援施設という形で一本化されたわけですが、旧法ではここに書いていますような施設が含まれているということです。その下の枠囲い、これについては「社会福祉施設に入所している者がいる」という選択肢には該当しない。例えば、グループホームというものが該当しないということです。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。もう何か随分時間が経っておりますので、変更前、変更後といってもどういうことだったかというのがありますが、本日は参考2として資料3-1の審査メモの1ページにもあるかと思いますが、従前は「老人福祉施設に入所している者がいる」。そして4として「社会福祉施設（老人福祉施設を除く。）に入所している者がいる」ということでしたが、この部分を変更案としましては、「障害者支援施設に入所している者がいる」というものを現行の選択肢4の社会福祉施設の中から取り出しまして、よりカテゴリーを詳細にしたということです。

御意見いかがでしょうか。初めに少し急かすようで大変申し訳ないのですが、内容がかなり詰まっておりますので、何もない場合にはてきぱきと行わせていただきたいと思います。少し皆様のお声を待つという形での進め方が難しいので、うなずいていただけると私も理解できると思います。前回部会につきましては内容等の御確認が不十分であったということで、こういう形で説明していただき、現行の選択肢4の中で過半数の部分を取り出したということだと思えます。

意見なしということによろしいでしょうか。ありがとうございます。この件については御了承いただいたものといたします。

それでは、2 ページの「イ がん検診の状況」について厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 健康票の質問16のがん検診の受診状況について、受診機会のところを細分化するというのですが、前回①で嶋崎委員から質問16についても市町村、勤め先というように、質問15と同じように順番を変えてはどうかという御意見をいただきました。

それと②のところですが、齋藤専門委員から質問16の受診機会について、どこで受診したかということが重要なので、選択肢をどこが実施した健診を受診したかに修正した方がよいのではないかという趣旨の御発言をいただきました。

この意見を踏まえまして、私ども政策部局と再度調整をいたしまして、今回、改めて修正案ということで5 ページ目に新旧の形で案を提示させていただいております。

まず5 ページの上が前回お示しした案。下が今回お示しする修正案です。

まず嶋崎委員の順番を変えるという話ですが、これは御指摘のとおり修正後のところを見ていただきますと、右側の「市町村」「勤め先」という順番に改めるということです。

2点目の齋藤専門委員から御指摘のあった、従前の上の方の選択肢の例えば1を見ていただきますと、勤め先からのお知らせ、2番目は市町村からのお知らせという「お知らせ」という言葉になっていたものを、修正後の方では「市町村が実施した検診」という「実施した」という形に変えるということです。

それ以外にも今回、質問15と16の文言の整理ということで、改正後の選択肢の2のところ、従前は「勤め先からのお知らせ」だったものを、質問15-1と同じように「勤め先又は健康保険組合等が」という言葉を入れるということです。

次に6ページ目を御覧ください。こちらも文言の整理でございまして、健診の方につきましてはがん検診の質問16と同じように、改正後の選択肢の2のところ、括弧書きで「家族の勤め先を含む」という言葉を同じように入れるということです。

7ページ目は元々修正ではなかったのですが、齋藤専門委員の御発言を受けて再度実施部局と調整しまして、補問16-1の過去2年間のがん検診について、従前は受けた受けないだけでしたが、ここも受診機会を把握する方が望ましいということで、質問16と同じような形で受診機会の項目を増やしているということです。

これに伴います結果表等につきましては、9ページ以降にイメージが分かるものということで付けさせていただいております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

○嶋崎委員 修正していただいてありがとうございます。結構です。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

齋藤専門委員、何かありますでしょうか。

○齋藤専門委員 大変結構だと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

では、今の御提案につきまして御了承いただいたものといたします。ありがとうございます。

次に3ページの「(2)集計事項の変更」についてです。集計事項の変更につきましては第1回目の部会において、新設の集計表や集計事項一覧等に関し御意見のある場合は、あらかじめ事務局まで御連絡をいただきますようお願いしておりましたところです。永瀬委員から御意見を特にいただいております。

なお、今回の調査事項の追加、変更等に伴いまして、厚生労働省が新たな作成を計画している集計事項については、後ほど審議させていただきます。

それでは、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 まず、

永瀬委員の指摘事項の1番目ですが、所得票の集計の充実ということで、女性の就業というテーマについて、どのような集計が可能か御検討いただきたい。例えば、末子年齢が9歳以上で夫、妻の正規、非正規というような組み合わせに収入をかけるという集計の充実に図ってはどうかという御意見です。

御指摘を踏まえまして結果表を作成する方向で検討したいと思っております。なお、項目が例えば続柄ですとか、仕事の有無とか、勤め先での呼称とか、末子の年齢とか、世帯の所得とか、非常に多次元にわたりますので、レイアウトを含めてどういうパターンがよるのか、今後検討させていただきたいと思っております。

次に、指摘事項の2番目、こちらは健康票と就業状況をクロスすることは非常に意義があるということで、例といたしまして、悪性新生物の治療中の方の収入、労働時間はどのようになっているのかというような集計をしてはどうかということで、具体的な提案として、この四角い枠の中の最後から2番目の3行目のところ、「通院している方の労働時間」や「世帯主の病気と所得」、こういった集計を加えてはどうかという御意見です。

まず1点目の通院している方の労働時間と傷病ですが、傷病の状況というのが労働時間とどういう因果関係にあるのかという評価が非常に難しいと考えております。例えば、悪性新生物の場合、部位やステージといったものを調べておりません。また、通院している方の中には術後の経過観察で通院しているなど、さまざまな通院の状況があるということで、その部分の状況がこの調査では分かりませんので、傷病が労働時間にどのような影響を与えているのか分からないということで、ここは公的統計として結果を出すことは非常に難しいと考えております。

4ページ、2つ目の提案は「世帯主の傷病と所得」のクロスです。こちらも先ほどと同じように、傷病の状況が所得にどのような影響を与えているのかということが非常に分からない。もう一点は、所得は1年前の所得、傷病は現在の傷病ということで時点が違うということもありまして、その時点の違いによって必ずしも状況を正確に表しているとは言えないので、こちらも公的統計として結果を出すことは適切ではないのではないかと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 御検討いただきましてありがとうございます。

まず女性の労働というテーマからの集計を御検討くださるということで、大変ありがたいと思います。ただし集計に際してですが、末子の年齢階層でかなり妻の就業の仕方は変わってまいります。例えば、末子年齢が低いところは、夫が正規雇用、妻が無職の世帯の割合が高いです。しかし末子年齢が上がっていきますと妻が無業の世帯は比較的豊かな世帯と、貧しいが妻が仕事を見付けられていない世帯に分かれる傾向があります。そういう

意味でどの年齢層で区切るかなどいろいろと難しい問題もあると思います。しかし最近も夫、妻ともに正規雇用の世帯も増えつつあります。変化をとらえる時系列的な何らかのものがあれば大変ありがたいと思いますので、よろしく御検討のほどお願いいたします。

次に、2点目の健康と就業との関係のクロスですが、国の統計として公表するのにはまだ早いのではないかと当局がそういう御意見であれば、私自身クロス集計を試みたことがあるわけではありませんし、データによっては意味のある表もできますが、場合によっては意味のない表しかできないかもしれません。そうであれば研究者が匿名データの利用のような形で行うという方法でこのデータの特性を生かすことが十分あるのではないかと思います。

ただし、匿名データのサンプル数について確認してみたのですが、大体10分の1サンプルぐらいで少ないと思ひまして。こういう分析は匿名データで行うのも1つの方向かなと思ひましたが、確認ですが10分の1サンプルしか出ていないということによろしいのでしょうか。

○白波瀬部会長 10分の1サンプルではなくて、該当ケースがということですか。

○永瀬委員 いや、そうではなくて、たしか調査対象は30万世帯の調査ですが匿名データは3万世帯ぐらいだけだったかと。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 申し訳ありません。今、匿名データのサンプルのデータを持ち合わせておりません。

○白波瀬部会長 匿名データそのものですね。

○永瀬委員 匿名データを借りて研究するとして非常に良いデータだと考えますが、その匿名データの規模が小さすぎるかなということをおもったという次第です。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、他にありますでしょうか。よろしいですか。では、ただ今の御説明に対しまして御了解いただいたとしたいと思います。

では次です。資料2の1ページです。公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況についてです。

まず所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大に関する御意見の指摘事項①の回答につきまして、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 指摘事項①ですが、所得票と貯蓄票の規模の拡大については、前回の部会で私どもの方から事実上困難という御説明をしたところです。委員の中から試験調査の実施が難しいことは理解できるが、アンケート等などで結論の裏づけとしては弱い印象を受けたので、その評価について再度説明してほしいということです。

回答ですが、まず単純に所得票と貯蓄票の規模を拡大しますと、現行では世帯数で言いますと5万世帯から27万7,000世帯ぐらいになる。調査員にしますと2,000人から約1万

1,000人になる。予算規模で言いますと5億5,000万円から8億2,000万円になるということで、現状の予算状況を考慮しますと、単純に規模を拡大することによる大幅な予算の獲得ということは非常に難しいということで、下の二重の枠囲いにありますように、現行の予算を前提とした調査方法等の見直しによる効率化を図った上で規模の拡大をすることについて検討する必要があるということで、前回方法について御説明したということです。

見直しのポイントとしまして、特に予算規模を増やさないということで調査時期を1回にするとか、ルートを一元化するというところを考えた。もう一つは事項の削減ですが、これはその下に注書きにありますように、平成20年のときに今、5票の調査票を1回で実施するというのを試した試験調査があります。その結果で言いますと、所得票の回収率が大体今75パーセントから80パーセントぐらいあるのですが、それが67.9パーセントしかなかった。未記入率というものが37.8パーセントあった。それと集計可能率、これは要は世帯票とのマッチングができるかどうかというところも試したところですが、実際には半分以下しか集計に使えなかったということで、今の調査事項全体を一度にすることは非常に難しいということで、事項を削減した形で実施せざるを得ないだろうということを試験調査で考えたということです。

平成26年に試験調査を実施しようとしたのですが、予算が取れなかったということで、その代替として試験調査で実施しようとしていたことを自治体ですとか調査員に対しまして、例えば事項を削減した調査票の負担感ですとか、ルートの一元化とか、時期の統一化とか、そういったものについての実施面での御意見を伺った。結果としましては、できるという意見があれば、逆に非常に実現は難しいという意見で、自治体の対応能力もいろいろ差があって、ここはやはり難しいだろうという判断を私どもはして、その結果を私どもの省内の有識者の検討会に御報告して、やはり事実上、難しいというところは御理解いただいた上で、統計委員会に御報告したということです。

ということで最後、結論としましては、そのようなことで難しいという判断をしたということです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

分かりやすいポンチ絵で結論が強調されて、主張がかなり分かるような形なのですが、今の御説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

美添先生、どうぞ。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 標本数を拡大することは予算の面で難しいということは回答のとおりなのですが、効率化や調査の工夫について二重線で囲んである中の注のところが理解できていないのです。平成20年ですと私は審議会の会長を務めていた頃だから、この話は聞いているはずで、かすかに記憶にあるような気もいたしますが、5つの調査票を1つにして実施したという試験調査ですね。間違っていたら訂正してください。世帯票とのマッチング不能ということがどうして発生するのかよく分かりません。

このときはまだ承認統計調査として実施したはずで、回収率67.9パーセントというものは決して承認統計調査の中で低いとは思わないのです。だからこれをもってできないと言い切ることは少し言い過ぎかなという気はするのですが、67.9パーセントからどうして48.5パーセントまで集計可能率が下がるのか教えていただけますか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 まず現在の調査票をそのままの形で1回で実施するという試みをしたということです。その結果、回収率が67.9パーセントであったということです。なおかつ実際の記入内容を見て記入不備が多く、世帯票とのマッチングもなかなかできなかったということで、実際に使えたものは半分以下でしかなかったということです。

○白波瀬部会長 今の美添先生の最初のお話は、67.9パーセントは非常に低いということなのですが、この枠組みだと67.9パーセントはそんなに低いわけではないのでしょうか。指定統計調査というわけではないので、何かありますか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 そこは感想で、他の公的統計と比べてみても決して低すぎるということはありません。

それと将来課題ですが、5枚別々に実施したからマッチングできなかったと主張する場合には、「それなら他に対応の工夫があるでしょう」という指摘を受ける可能性を踏まえてしかるべき回答を準備された方がよろしいと思います。

○白波瀬部会長 お願いします。

○岸人口厚生労働省大臣官房統計情報部動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 ここでは正に平成20年度調査で全票同時実施したことの結果を踏まえまして、ほぼ全票を同じように同時実施するのであれば、今回のように調査事項の縮減が必要であろうという、今回の試験調査の調査事項を縮減して報告者の負担を軽減するということの根拠としてのソースとして載せたものですので、特段これが理由で都道府県別の表章ができないという結論になっているということではないです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 了解しました。

○白波瀬部会長 ごめんなさい。私がかえって混乱させてしまったのですが、そもそもの話は都道府県別表章が必要なので、サンプル数の拡大ということでしたね。

○岸人口厚生労働省大臣官房統計情報部動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 お金がどうしてもないので一本化しなければいけない。一本化するということは事実上、5票同時に実施するということが前提です。だが、昔5票同時に実施したら承認統計調査ということであったとしても、余りにも回収率、記入率が悪かったので、実際に本当に基幹統計調査であっても回すためには調査事項を削って、はっきり言えば試験調査を成功させるために少し削ってみて、負担感を図った。しかしながら、事実としてうまく回らなかったということが結論です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

永瀬委員、どうぞ。



○永瀬委員 私もこの37.4パーセントというものが、参考1の18ページの数字のことなのかなと思いました。これですと調査員の回収でも37.8パーセントの平均未記入率でびっくりしたのですが、これは5票同時に実施したためにこうなったということでしょうか。

○岸人口厚生労働省大臣官房統計情報部動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 そうです。

○永瀬委員 5票同時に実施しない場合は、どのくらいの未記入率があるのですか。所得票は全部皆さんきれいに書き入れているとも限らないと思うのですが。

○岸人口厚生労働省大臣官房統計情報部動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 現時点で手持ち資料がないのですが、後続調査で所得再分配調査などを実施していきまして、その調査票を使っておりまして、適正な結果を把握しておりますので、さほど極端に記入率が悪いということはないはずです。それと所得票は大変書きぶりが詳細ですので、そこで答えていただけている時点である程度、基幹統計ということもありますが、確保できているのではないかと考えています。

○白波瀬部会長 永瀬委員が出された質問は、ある意味すごく自然で、この37.8パーセントという大きさがどういう意味を持つのか、ということです。

○岸人口厚生労働省大臣官房統計情報部動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 正に5票実施した場合に。

○白波瀬部会長 ですね。ですから平成20年時点の5票同時に実施しなかった場合のデータ、また、この前後の年の5票同時に実施しなかった場合の未記入率が大体どれくらいか分かると、いかにこの37.8パーセントが大きいかということがデータとしても分かる。こういう意味のような気がするのですが、今、手持ち資料がないということですので、今お出しいただくということは難しいかと思いますが、室長から何かありますか。良いですか。

つまり、何がここで問題になっているか。とても資料としては本当に分かりやすくコンパクトにまとめていただきまして、筋としては大変よく分かるのですが、こういったときに37.8パーセントがいかに高いかということが分かりにくいというか、それがここでのポイントです。

○岸人口厚生労働省大臣官房統計情報部動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 すみません。ただ、いずれにしても調査事項を縮減したためにうまくいかなかったというよりは、調査事項を縮減すれば当然負担が減りますので、ある程度、実行上、運用可能かということで提案した案でも、各都道府県において実行能力に差があったために運用上、回らないというところがポイントです。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。この時点では財源というか予算規模が現状と変わらないという大前提の下に、いろいろ工夫したらどうだったかということなのですが、若干この工夫というところで事項の削減ということはかなり慎重に有識者会議も含めまして検討すべきだと思います。委員の皆さんもかなりずっと言っているのですが、大変貴重で意

味のある調査ですので、そうやすやすと調査事項を削れないことの方が大きいのではないかと考えています。ここでおっしゃりたいことは予算規模ということなのですが、5億5,000万から8億2,000万だったら3億なのです。私はもっと差があると思っていましたが、意外と差は3億だけですかね。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 はい。その差の多くが。

○白波瀬部会長 こう考えると私はどちらかという、調査員数の方に現状としてはかなり現実的な問題があるのではないかと思います。もしお金だけの話であれば、それも含めまして、できれば予算規模というか、日本の統計全体という点で、国はどちらかという、予算規模から言うとかかなり軽んじているような気がするのです。その一方で期待が相当高くなっている。一番足元の人材育成も立ち行かないという状況で、そんな無理難題を言っても不公平ではないかという感じを最近持っておりまして、そういう意味ではできましたら部会長報告メモという形で、その点については1つ申し上げたいと私自身は思っているのです。ただ、27万全てに所得票の対象を拡大した場合の差が3億かと思うと、少し頑張っしてほしいという期待が高くなってしまっているのですが、その辺りはどのようにお考えですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 試験調査が四千数百万ぐらいの経費すらも取れなかったのです。

○白波瀬部会長 それは過去にということですね。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 平成26年に実施しようとした試験調査。それと平成23年にも実施しようとした試験調査の経費も取れなかったということです。

○白波瀬部会長 それはそれということなのですが、私は要求し続けるしかないかなというのが正直な気持ちなのです。過去としては4,000万でも予算が取れなかったのに、プラス3億というのがどうして現実的に取れるのかという主張だと思いますが。少しこれは足元のところで調査員の現場のお話として、東京都、神奈川県の方で調査の現場として所得票はどのような感じですか。やはり調査員の人数としてはかなり今、手一杯というか、問題も含めまして御意見をいただけますと幸いです。

○堂菌東京都福祉保健局総務部情報化推進担当課長 御質問の趣旨なのですが、調査員の数の確保について質問されているのでしょうか。

○白波瀬部会長 そうですね。現実的にこのようなものが出ていて大変難しいと思うのですが、現状で数だけの問題ではないのですが、少し広目に質問を差し上げると、もちろん高齢化も進んでいるという状況もあるかと思っておりますので、そこも含めまして幅広に感想めいたものでも結構なのですが、何かありますか。

○堂菌東京都福祉保健局総務部情報化推進担当課長 調査員の確保は今、非常に厳しく、先生が正におっしゃったように、かなり高齢化しております。仮に予算がついたとしても、

きちんとした調査ができる調査員を必要数確保できるかといわれますと、非常に厳しい状況です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

神奈川県の方は。

○花村神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課臨時主事 今回、私の持ってきた調査のあれは国立社会保障・人口問題研究所の調査なのですが、調査員の方は18人中9人が65歳以上です。60歳以上だと18人中12人です。ですから本当に過去に何回も行っていただいている調査員なので、そのまま行っていただいているのだが、80歳行きますとかなり高齢になってしまいますので、この時期は特に暑くなる時期ですので、ですから次はもう無理かもという声が結構聞こえたもので、ですから若い方を何とか探してもらうような方法を考えないと無理ではないかと思えます。5年経ったら無理ではないか。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

御意見、何かありますでしょうか。現場の方々の御協力でこれだけの質の高いものが実施されていると思えます。

松原専門委員、どうぞ。

○松原専門委員 これは現実的ではない話だと思うのですが、こういうこともありましたということで、例えば、介護保険が始まる前に現場はどうなっているのかなということで各高齢者を訪問するのです。莫大な調査員が必要になるのですが、そういう時は民間の訪問介護事業者にすごい料金で頼むのです。民間介護事業者としては、そこでは営業しなくても、どこでどうしていらっしゃるのかなという調査にもなるので、協力してくださるといことも一案ということですよ。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

民間の事業者を利用という話かと思えますが、ありがとうございます。

ここでの御説明が、現段階での予算規模においての単純な規模拡大というものは難しいということは、この段階では了承せざるを得ないのではないかと思います。ただ、これをもって現状の規模の中でも今後調査が続きますが、回収率の向上と規模拡大ということでは若干違うかもしれませんが、連動した形で御検討を継続していただきたいと思えます。

今、一度に、ルートを一元化して、あるいは質問項目を削減してという2つの選択肢で実施してきたということなのですが、何とかそこの辺りの工夫はもう一つできないかということも含めまして、厚生労働省もかなりいろいろお考えのようです。御提案はこれからあるかは存じますが、現状の予算規模での規模拡大は難しいということについては了承とさせていただきますと思えますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。

では、次に2ページですが、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大とは異なる視点からの御意見の指摘事項②の回答につきまして、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 資料2の2ページを御覧ください。これは規模の拡大の議論の中で永瀬委員から所得票について

は5万世帯しか実施していなくて、世帯票でもショート、ロングという手法を用いて所得の階級値で良いから把握できないかという御意見を伺いました。それでショート、ロングについては2パターンぐらいあるかなということで考えております。

まず2ページ目のパターン1の方ですが、これは現在の世帯票27万7,000世帯、この世帯全てに対して現行の調査事項プラス所得の階級値を把握する。そのうちの一部の2,000単位区、5万世帯に所得票は詳細に把握するという方法です。

この問題点といたしましては、二重困いしておりますが、まず負担の関係で所得票の対象世帯は所得について2回回答することになるということで、現在、所得票の回収率というのは大体75パーセントから80パーセントぐらいで推移しているのですが、所得票で2回目に調査に行ったときに非常に落ちる可能性があるということです。

この関係は下に参考表がありますが、所得票のところを見ていただきますと、所得票の拒否率は大規模調査で14パーセント、簡易調査では10パーセントとなっております。これは世帯票は答えたが、所得票は答えてくれなかったということなのです。世帯票そのものの拒否率というのが4パーセント台ということなのですが、世帯票は答えても所得票には答えなかったというものが1割あるということで、やはり所得を聞かれることは負担が大きくて、拒否感があるということだろうと思っています。

2つ目の世帯票は今、回収率が80パーセント程度なのですが、所得を聞くことによって世帯票そのものの回収率の低下も考えられるということです。それ以外に片一方は階級分布でしか取れなくて、片一方は生の数字で階級も後で計算できるし、平均も出せるしということで、2つの分布が出る。恐らく一方は粗くとして、一方は細かく生の数字を取ってということで、出てくる数字が1つの調査から2つのものが出てくるという問題もあろうかと思っています。

仮に本当に取る場合には、世帯票の連記式の調査票というものが非常に小さくてスペースもないということもあって、本当に取るのであればスクラップ・アンド・ビルドみたいなことも検討しないとだめだろうということです。

次に3ページ目を御覧ください。こちらは2つ目のパターンとしまして、まず世帯票はトータルとしまして、今の27万7,000世帯を調査するのですが、所得票が当たるところについては今の世帯票と同じ項目を取る。所得票が当たらないところについて左側のロングということで、新たに所得を階級値で把握するという方法ということです。

この問題点としましては、まずスケジュールのところが非常に大きくて、下にスケジュールの表がありますが、世帯票の調査というのは4月下旬頃から調査員の欄を見ていただきますと準備調査というものが始まります。ここで調査区に行って、調査区を例えば50世帯ですと2つの単位区に割る。その単位区に割った世帯名簿をつくったり、地区要図をつくったり、これを行います。それが終わったタイミングで受持ちの世帯数というものが確定しますので、このタイミングでショート、ロングの調査票をもらわないといけないことになる。

一方で単位区の設定状況報告というものが5月上旬までに調査員が行って、保健所から厚生労働省という形でデータが上がってきて、5月下旬に厚生労働省で所得票の単位区の抽出を行う。それを行った後に、6月上旬に都道府県に対して所得票の対象単位区のどこが当たったかということをお知らせするというので、調査票を配り、世帯票を確定するタイミングと所得票の単位区が当たるタイミングというものが分かるのが1か月ずれてしまうということで、ここはスケジュール上でできないということです。

2つ目は、先ほど申し上げましたように世帯票の80パーセントの回収なのですが、所得を聞くことによる回収率の低下の懸念がある。それ以外に調査票上の問題ということです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

美添先生、いかがですか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 言葉の意味を教えてくださいなのですが、2ページ目の下の方に回収率、拒否率とあります。普通は未回答、未回収なのですが、数字は回収率を100から引いたものではないですね。そうすると、拒否か未回答か何かの基準で区別されているのだと思うのですが、どういうことか教えてください。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 今日席上配布資料をお配りしておりますが、世帯票の回収状況というもので、拒否率、面接不能率等は資料のとおりとなっております。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 面接不能は会えなかった方で、会えた方で拒否だとはっきり言った方が、この数ということですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 そうです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 調査員の手引に拒否はあるのですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 後で御説明申し上げますが、6ページ目を御覧ください。参考1の単位区世帯名簿です。ここの備考欄のところで、例えば05番の方は面接不能です。このように備考欄のところで拒否とか面接不能、入院中で不在とか、いろいろな形で記入されます。これを集計したものが先ほどの席上配布資料です。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 もう一つ、この資料の3ページ目に国民生活基礎調査のスケジュールがあるのですが、所得票の単位区抽出は世帯票の単位区設定が終わらないとできないようなものですか。事前のサンプリングに必要な情報がこの間に取れているということなのでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 調査員のところで先ほど申し上げましたが、準備調査というものがあまして、ここで例えば実際の調査区に行って50世帯というものが分かれば、それを2つに分ける。だからAという

地区は2つ、Bという地区は3つというような形で設定がされて、その報告が保健所、都道府県、厚生労働省という形で上がってきて、それを再度抽出するというので、実際に準備調査に行かないことには単位区分けができないということです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 準備調査で行った結果の情報を使って、要するに調査区要図と世帯名簿を使って。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 それと単位区設定状況の2つに分けたという報告が上がってくるということです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 2つに分けるのは調査員ですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 調査員が行っているのです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 国勢調査では国が指定していますが、できない理由はどういうことですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 国勢調査は5年に1回しかありません。私どもの調査というものは、例えば平成22年の国勢調査区を使って毎年抽出を行います。その1年、2年、時間の経過とともにその調査区の中の世帯が当初50世帯だったものが新しく人が入ってきたり、逆に抜けていたり、新しいマンションができた、廃止になったりということで変化があるので、調査時点での新しい名簿を作成する必要があるということです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 調査区内を単位区に分けたとして、全ての単位区を調査するのではない。その中から抽出されるのですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 そうです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 分かりました。

世帯調査は全ての単位区を調査する。所得調査はその中の単位区を幾つか取って調査するからできないということですね。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 はい。実際には単位区分けされますと5,500地区の中を大体2倍ぐらい、1万1,000ぐらいの単位区に設定されます。それを厚生労働省に集めて2,000単位区を選ぶということです。

○白波瀬部会長 基本情報ですが、1単位区の中の世帯数と1調査地区というのでどれぐらい違いますか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 手引にも書いているのですが、標準が国勢調査区というのが50世帯に区切られているのです。ですが、時間の経過とともにそれが変化しますので、例えば実際に準備調査に行ったときにマンションができて100世帯あったという場合には、おおむね25ぐらいで4分割する。90世帯だと3分割するとか、そういう25世帯から30世帯ぐらいの単位区に分けていただいているということです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 追加なのですが、実は単位区設定というものは非常に難しいので、国勢調査の場合は調査員ではなく市町村が行います。国勢調査の年の1月か2月に単位区設定作業があって、市町村の職員が実際に新設のアパートがあるかどうか見るのですが、そこから実施の10月にかけてアパートが幾つも建つという事例がある。つまり、国勢調査の基本単位区ですら100世帯を超えるような単位が実際あるのです。国勢調査の設計上、調査区設定を調査員に任せるとはいかないので、少し大きいが調査してくださいということになります。調査員が実際に発見するという場合も更にあるのですが、いずれにしても調査区要図は新しく発見された建物を書かなければいけないのです。

国勢調査の手順は御存知だと思いますが、民間業者の作っている地図を世帯の名前、家の名前を表示したまま地図を渡しますから、実はその最新時点の建物はそこで分かるわけです。ですから国勢調査の調査区設定事務で発見されなかった建物も発見される。そこで新たに調査員は番号を振るだけ。そういう手順があるので、ここはもう少し調査員の負担を軽減して、調査の効率化ができる余地はあると思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 そこは各自治体でその当たった地域の住宅地図みたいなものを持っていて、事前にそういうものをコピーして調査員にお渡しをして、この範囲ですよということをお示しした上で調査員に実際に回っていただく。やはり地図というのも調査時点時点で全部の地域がきちんとあるわけではありませんので、そこはそういう工夫をさせていただいて、負担軽減をさせていただいている各自治体もあるということです。そういう負担軽減は自治体の方で考慮していただいているということです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 余り長い時間を取るのも何ですが、調査区地図の最新版は入手できて、それを配るということは一律になさっているのではないですか。そうしないと調査員はとても無理だと思います。それは自治体任せとはとても考えられないが。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 国から一律で配ってくださいという指示はしていないのですが、実際には当たった調査区を市町村に閲覧に行って、併せて最新の住宅地図も調査員にお渡しするという工夫を各自治体の方で行っていただいているということです。強制というか、全てに行ってくださいとまではお願いしておりません。

○白波瀬部会長 美添先生の御質問を私なりに解釈いたしますと、このタイミングでこれだけの時間が必要だというのが大前提になっているのですが、まず第1点としては、この作業自体の見直しは現場の声も含めまして、どういう形でなされているのか。それで、こういうものだからというところはなかなか納得という点では弱いかもしれないのですが、この辺りの時間をかなり短縮できれば良いので、その短縮の工夫ということは調査員への

負担軽減にも通じているからできるのではないかという御意見のような気もするのですが、どうでしょう。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 調査区要図の設定業務の後で調査員がどのように調査を実施するかについて、国勢調査を見習うということは1つの方向だと思うのです。5年置きの国勢調査だから名簿が古いということはやむを得ないので、中間年には厚生労働省が調査区設定作業を実施することはできないというだけの話ですね。結果として調査区の規模が大きくなったり小さくなったりすることは国勢調査でも実際にあるわけだから、そこが決定的な問題ではない。もし同じ手順を認めるのだったら、調査の手順として世帯票と所得票、福祉事務所と保健所で2度手間を掛けなくても、初めからサンプリングするという可能性もあるのではないかということです。

○白波瀬部会長 この辺りいかがですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 国勢調査といいますか、私どもの方法としては準備調査で調査直前の4月のタイミングで世帯数を確定させているということで、例えば3月とかそういう形で行うと、多分3月というのは非常に移動の大きい時期でもありますので、そういうこともあるかと思います。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 調査区設定作業は要らないと言っているのです。国勢調査の調査区を使って初めから本省でサンプリングを一度にしてしまう。結果として調査地区の大きさにはばらつきがあることはやむを得ない。そういう割り切り方は可能ではないでしょうか。多分、今まで検討されたこともないでしょうから、この場でお答えは要りません。今後考えていただけないだろうかということです。

○白波瀬部会長 ですから、最初から完璧な情報を集めておいて、きれいにマス目にしたところで見るというよりも、最初にサンプリングを調査地区設定と同時に行ってしまったら、省力化につながって良いのではないかということだと思います。いいかえれば、この調査地区の上げ方の業務の効率化ということは、もう少し真剣に考えても良いのではないかという御提案なのですが、この辺りどうですか。

今、美添先生もおっしゃいましたが、かなり根幹的な業務の見直しにも通じる。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 自治体の方も含めて、実際にそういう方法が可能なのかみたいなことも含めてヒアリングをするなり、そういう機会が調査後にありますので、そういうことも含めて考えさせていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 自治体の方に来ていただいているので、この辺りのところは準備調査のところ、情報提供ということで現状何かありますでしょうか。調査員が一つ一つ歩いていてという、かなりの作業というか、最初の段階なのですが。

○堂蘭東京都福祉保健局総務部情報化推進担当課長 調査の単位区といいますか、対象者の数、対象地区の対象世帯を確定させなくてはいけないので、歩いて回ることは基本的には必要かと思いますが。ご質問の趣旨は、調査と対象世帯の確定を一緒に行ってしまうば



効率的だということが良いでしょうか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 1回実施すれば良い。現在は保健所経由と福祉事務所経由と2回分けて、2段階で実施していますが、1段目の調査地区内巡回、要図作成はどちらにせよ行うのです。そこでもう一回分割することをやめてしまう。初めから調査区あるいは国勢調査の単位区を選んで、その後の変化はいずれにしても反映されてしまうので、そこは諦めて1段階でもできるのではないかと。

○白波瀬部会長 ごめんなさい。私の質問が悪かったのですが、美添先生の御提案が実際にどうかではなくて、今、実際の調査の中で準備調査を含めてどのような状況かという、そこでかなり時間がかかるとか、問題がなければ結構なのですが、御提案については実施部局との関係というものがあるので、それを自治体として受けられるかどうかという可能性はこの場ではお聞きできないことなのですが、現場からの立場でそういう声が実際に上がっているかどうかということは、特にないですかね。

○花村神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課臨時主事 神奈川県ですが、どうしても上がってくる時期が遅くなってすごいぎりぎりなのです。次の調査の委嘱をするにもぎりぎりなので、本当に何とかお願いしてもらおう。今まで行っていた調査員の方をお願いするしかないような形なのです。本当にタイトなスケジュールなのです。ですからもっと早い時期にこの場所を実施するのだよというのが分かっていたら、非常に調査員の方も頼みやすいし、本当に県の方でも時間が足りなくなってしまうのです。

○白波瀬部会長 そうですね。委嘱もありますし、事務手続がかなり煩雑だとは感じのですが、この辺りの声というものは調査実施者の全国課長会議とかいろいろ確かあったと思うのです。この辺りのスケジュールもですね。ですから、今の美添先生の御提案は、とにかくサンプリングしてしまって、そこで蓋を開けて大小があっても、それでお願いして行っていただく方が、スケジュールとしてはもしかしたら良いかもしれないということではないかと思うのですが。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 実際には世帯票の調査区を抜いて、実際に準備調査などを実施するタイミングで、世帯数が全くゼロになってしまっているような地区もあるのです。そうすると、そういう報告を県からいただいて、別の地区を抜くということも実際にしております。そういうところも含めて今の方法を何かうまく良い方法で改められるのかどうかということは、毎年事後調査みたいなものを私ども県に行く機会とかがあって、全部の県ではありませんが、数県に行って話を聞く機会もありますので、そういうところの御意見を聞いた上で何か検討で改める余地があるのかどうかを含めて、これから検討させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 すぐにはというわけではないのですが、すごく基本的なところで、準備調査をしてみてどれぐらいのずれがあるのかという足元のデータなどがあると。もちろん全くいなくなって、過疎が大変進んでしまって、あるところでは世帯がなくなったということも確かに事例としてはあるかと思うのですが、全体のマクロから言うと、それほど数の

はならないのではないかと思いますので。毎年、5年に1回の国勢調査というところに軸足を置くわけですが、この準備調査で一体どれだけのずれがあるのかを把握しているのか。

それを逆に考えると、そのずれが余りなければ、もしかしたら一挙に行ってしまう、後で世帯が多少多くてもそのまま対応した方が早いかもしれないという考え方が出てくるかもしれないので、その辺りも含めまして調査経路、正に一元化ということはそういうことも含めた形での調査の効率化にもつながると思いますので、この点については引き続き御検討いただくということをお願いしたいと思います。

あと何かありますでしょうか。ということで、この2ページ目の指摘事項②につきましては、調査経路の再検討というところを中心に検討を進めていただきたいと思います。

では、次に進みたいと思います。資料2の4ページの統計委員会諮問第45号の答申における今後の課題のうち、非標本誤差の縮小等に向けた取組への対応状況についてです。

先週の11日に開催されました統計委員会におきまして、本部会の審議状況について報告しましたが、その際に西村委員長から、なぜ本調査において非標本誤差が発生しているのか。その状況を定量的なデータで明らかにした上で、どのようにして非標本誤差の縮小を図っていくのかということや、また、2つの統計、国勢調査と本調査の結果に大きな差がある場合には、その差についての掘り下げた分析を行うことが重要ではないのか。あるいは欠損値補完についてはどのような考え、あるいは検討をしているのかといった趣旨の御発言がありました。

こういったことも留意の上で説明いただくよう、調査実施部局にはお願いしたいと思えます。このようなことから指摘事項に対する厚生労働省の回答については、ここに詳しく見ていきたいと思えます。

それでは、指摘事項①の回答について、厚生労働省から説明をお願いします。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 では説明します。資料の4ページです。国民生活基礎調査で行っているそもそもの推計方法について具体的に説明してほしい。前回の部会で国勢調査と国民生活基礎調査の結果で世帯数に差が生じているといった点と、世帯の構造に差があることについて説明してほしいといった要請があったようですので、それについて御説明いたします。

回答に沿って御説明します。推計においては、別紙1のとおり世帯人員を補助変量とする比推定を用いているということで、資料の3枚後に別紙1ということで国民生活基礎調査の推計方法というものを御紹介しています。

式をずらずら書いてあるのですが、推計は具体的にどれですかといったら6行目ぐらい、式で $T_K$ ハット=云々かんぬんを書いてあるところがあるということです。この推計値、例えば推計する世帯数、ここでは世帯数で御紹介しますが、県の世帯数が $T_K$ であって、それを調査した結果を基に右側の式を基に推計するという形となっています。そこにある $P_K$ というのが県の推計日本人人口というものを使っているということです。ですので世帯人員を補助変量とする比推定を用いていると最初言いましたが、要はこれは人口を用い

て拡大乗数をつくって推計を行っているとお理解いただければと思います。

このΣの式だとなかなか急に聞いた方は受け入れがたいかと思いますが、日本語であえて書いたものが15ページというところですので、そちらを見つつ御説明したいと思います。式の意味という形で書いているのですが、2行目のところ、これはどういうことを行っていますかという、ある県の世帯数を推計します。それには調査した世帯の世帯員数というのが調査の結果として分かる。あと、調査した世帯数というのも分かれますということです。

それは言ってみれば、回答した世帯員1人当たりの世帯数みたいな、そういうイメージなので分数のところは回答者1人当たりの世帯数というイメージで捉えてください。それに対してある県の人口というのが、前回御説明した6月1日現在推計人口というものを厚生労働省で推計して、それを掛けることによってある県の世帯数というのが推計できますよという、原理的には至ってオーソドックスな推計を行っているとお理解いただければよろしいかと思いますが。

具体的に例を下で御紹介していますが、例えば人口100万、これは全く仮想の県のお話をしています。理解のために書いているのですが、100万ある県にいて、その中で1000世帯調査しました。その中には世帯員数2500人いましたといった場合には、回答者1人当たりの世帯数として2500人分の1000世帯ということで、大体1回答者当たり0.4人世帯という数字がはじき出されて、ではそれに対して県の世帯数はどれぐらいですかと言えば、回答者1人当たりの世帯数0.4に県の人口100万人をかけて40万世帯ですというような、こんな形で推計するというのが考え方ですという形になります。

式の形を変えて、ある県の世帯数で上の式と全く一緒なのですが、分数の分母を右側にずらしているだけです。ある県の世帯数は、調査した世帯の数掛ける調査した世帯の世帯員数分のある県の人口というように式の形を単に変えただけです。これを右側の拡大乗数というものです。要はこれで例えば例の2番として、同じデータで拡大乗数はどうなりますかといったら、2,500人分の100万というようになって、拡大乗数は400ですというようになります。これは全体で調べたのですが、この拡大乗数というものを利用しますと、例えば県によってそれぞれ、これはすごい大雑把に言って単独世帯と単独世帯以外の世帯数と2つの属性にまとめてしまっていますが、そうすると調査した世帯、1,000世帯あるのだが、その中で単独世帯の数というものは調査した分ですので当然分かる。あるいは単独世帯以外の世帯の数というのも当然ここは把握できる。これに対して拡大乗数というものを上で言えば400と設定したのですが、これを掛けてあげれば属性ごとの世帯数が計算できますよということを行っています。

そうすると、ついでに例③まで御覧いただきますと、1,000世帯調査しました。先ほど言ったとおりです。例えば単独世帯が500世帯ありました。そうしたら単独世帯ですので、当然これは世帯員数は500人となります。1,000世帯調査したので単独世帯以外の世帯はと言ったら1,000世帯から500世帯を引いて500世帯ありますということです。単独世帯以外の世

帯の世帯員数は2,000です。最初の例①で御紹介しておりますように、世帯員数は2,500人と言っていますので、全体が2,500になるように世帯員数は2,000になりますという形です。そうすると単独世帯の世帯数は500世帯あって、その拡大乗数400ということで20万世帯。同じようにそれ以外の世帯についても500掛ける拡大乗数の400ということで、20万世帯と推計されますということです。

最終的に分布のところでは最後説明する都合上、単独世帯の世帯数と単独世帯以外の世帯数は、例③で元々言っている500世帯、500世帯で1対1になりますということです。ですので、拡大乗数をかけて全体を推計しているのですが、世帯属性ごとの分布という意味においては、余りここで拡大乗数というものは影響しないという形となっております。

ついでに、これは続きを申し上げますと、次の16ページの例④に行っていただきますと、実際には御紹介しておりますように、回答が得られないようなところもあります。例えば、これも全くの仮の状況ですが、単独世帯が5割しか回答が得られなかったとします。そうすると、得られた回答、これは全く仮想な数字ですので念のため。単独世帯は250世帯。単独世帯ですので世帯員数は250人だけ調べられた。それ以外は全部調べられたとして500世帯。世帯員数は2,000、これは先ほどの例③の数字と一緒にということです。

そうすると回答世帯員1人当たりの世帯数というのが最初、冒頭そういうものを紹介したのだが、そうすると今度は750世帯合計調べられて2,250人その中におりましたということで、これを分数にしますと3分の1で0.333ということで、1人当たり世帯数という概念で言えば3分の1ということで、先ほどの例①では0.4と言っていたのですが、大体0.333ということで小さく見積もられてしまいますよということです。そのために県の推定値、この数字×人口になりますので、この件の世帯数は33万世帯というように、最初の例①で計算した40万世帯よりも小さく推定されますよということです。

あと、回答の方をもう一度読み上げますが、このような感じで例えば単独世帯の回収率というものが低いことによって、国民生活基礎調査での世帯数全体が少し小さく見積もられているのではないかと考えられるということを御説明しました。

あと、属性別の世帯構成割合のところも恐らく疑問に思われている方がいらっしゃるかと思いますので、もう少し続きで例⑤として拡大乗数、今度こういう実際に単独世帯が5割しか回答が得られなかったとしたときに、拡大乗数はどのように計算されますかというのと、2,250人調査できました。それに対してこの県は100万人人口がおりましたので、拡大乗数は今度先ほど400というように計算されたのだが、444.44という形で大体計算をされます。

これを同じように調査して得られた単独世帯250世帯と、それ以外の世帯数500世帯にそれぞれ乗ることによって、それぞれの数、11万件世帯ぐらいですか。それ以外の世帯として22万2,000世帯というように推計されますということです。このからくりというか、極めてオーソドックスな推計方法をしていると思います。ですので20万人以下あるいは20万人以上と推計されます。そうすると今度、構成割合はと言われれば1対2ということで、

これは拡大乗数が悪いとか、そういうものではなくて、拡大乗数とは無関係にこういう構成割合が得られますということを言っている。このように世帯属性別の回収率のばらつきが、国勢調査との違いとなっているという具体例を示しました。

戻っていただいて4ページ目になります。回答になりますが、比推定を用いています。要はこれは人口の情報と世帯員数の情報を得て比推定という形で行っております。単純に全体の母集団の地区数をNに、あるいは抽出した地区数はnとして、n分のNという形で単純に抽出率逆数をかけると、その地区内の世帯数だとか世帯員数というものは別に一定ではありませんので、むしろ人口を用いて人口をどうターゲットとして拡大する方が比推定という形で、そういう方が良いだろうということが2段落目で申し上げております。

3段落目の「また」のところですが、世帯数の推計というものを先ほど例で御紹介しましたが、都道府県ごとに属性別、ここでは高齢者世帯とか母子世帯と言っていますが、先ほどの例だと単独世帯とそれ以外というように御紹介しました。日本人の人口というのと回答を得られた世帯員数の比、これは要は拡大乗数として、それで算定していますということです。

人員については、人員をターゲットにしていますので、最終的に結果的に推計した合計というものと総務省の推計人口というものが一致するようになっているということです。

これは21ページを御覧ください。参考という形で21ページに付けております。これを御覧いただければ分かるかと思うのですが、これで拡大乗数などを作成しています。これは国民生活基礎調査の結果で世帯人員を計算しているところもあるのですが、それと完全に一致するような形になっていますということです。それが「また」の段落になります。最終的にここが一致するようにはきちんとできていますということで、それなりに正当性がある推計であるというように考えております。

4ページに戻っていただきまして、「しかしながら」のところですが、世帯数に関しましては差がありますということは前回で議論があったようです。それについては若年層や都市部を中心に国民生活基礎調査の方が少なくなっている。また、40歳以上の単独世帯以外の世帯については、国民生活基礎調査の方が多くなっているということです。これは17ページを御覧いただきますと、別紙2というものがあります。それによりますと単独世帯のところ、上の方のグラフが単独世帯です。そうすると、国勢調査と国民生活基礎調査のところで差が見られます。主に世帯主が若年のところの単独世帯で差が見られますということです。

最後、文書の方にもう一度戻っていただきまして、これらの差が生じている理由はということで冒頭に単純な例で御紹介したとおりなのですが、世帯属性ごとに回収率にばらつきがあるためであるということになります。具体的には単独世帯だとか若年世帯の回収率が低くなっていることから、先ほど言いました、イメージとして回答者1人当たりの世帯数というのが先ほど0.4だったのが0.333というように小さく見積もられてしまいまして、その結果、総世帯数の推計値も小さくなっています。

あと、属性別の世帯数に関しましては、拡大乗数云々というよりは、回収率の低いところが相対的に低くなって、回収率が高いところは相対的に大きく推定されるということは、これは拡大乗数がどうこうという問題ではありませんので、そういうことが結果的に属性別の構成割合に差を生む結果となっているということです。

前回、多分世帯数だとか違いは何でなのだとということが議論になったと思いますので、これをもって回答としたいと考えております。

私からは以上です。

○白波瀬部会長 詳しい御説明ありがとうございました。

では、まずこの説明を踏まえまして御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

美添先生、どうぞ。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 推計方法がホームページを見て分かりにくいという質問をさせてもらいました。その後もさっぱり分からないのですが、今の別紙1、数式がずらずら書いてあるところは本質ではなくて、数式は理論がわかっている人が見れば一目で分かります。大事なことは「ただし」の後、意味のある補助変数を使ってどこまで詳しく見るのかなのですが、私に誤解があったのか、これで見ると県の日本人人口だけを使っている。結果的に推計人口は合うのですが、これでは差が出ます。失礼ながら本当かな。昔、私が理解していたのは、もっとずっと細かく世帯属性別に事後層化をして、そこで比推定の形になる推定量だったと思うのですが、どうも誤解ですね。

もしこの説明が正しいとすると、県の総人口だけを補助変数とする比推定ということで、失礼ながら、そうするとここに書いてある線形推定はふさわしくなくて比推定を採用していることは逆に大間違いですね。回収率の低い世帯の倍率が高くなる。そういう単純なことを行うなら線形推定を使った方がまだましでしょう。事後層化すれば別です。なぜ事後層化なさっていないのだろうか。行っていたはずなのですが、少なくとも家計調査を見てください。どういう推定量を作っているか。事後層化で世帯類型別単身が入っているところ、労働力調査か家計調査ですよ。家計調査に限らず一般に世帯統計で世帯の収入なり何かの保有状況を推定するときには、世帯属性別に事後層化しますね。少なくとも単身、2人以上で事後層化して、結果的に比推定になります。その場合の比推定に使う補助変数は、こちらでお使いになっているものと同じように推計人口あるいは国勢調査の世帯類型別の世帯数を使う、仮に世帯類型別の世帯数を使って県別に層別して事後層化の形で、見かけ上比推定となるような推定をすると、世帯属性別の世帯数は非常に正確になる。比推定はそういうときに使うものだと思います。

これを県単位で行うと余りおもしろくないではないですか。というのは、調査区は世帯数がほぼ等しくなるように選んでいるわけだから、どの調査区を選ぼうが分母は変わらないのです。比推定が本当に効くのは調査区ごとに人口が大きく異なる。そこをランダムにとったら、確率比例で取れば話は別だが、ランダムに取った場合に住民の多い調査区が当たったか、少ない調査区が当たったかでは、これに線形推定を行うとまずい。比推定を行

うと人口の調整ができる。そういう場合は良いのだが、この調査は大体調査地区内の世帯人員数は設計上そんなに変わらないですね。そこで現在の形の比推定は線形推定に比べてふさわしいとはとても思えません。失礼、間違っていたら訂正します。

それから、別紙1の資料です。やはり情報の提供の仕方が足りないと思うのです。別紙1、9ページ目の頭の方に $T_K$ ハットに $P_K$ がかかっている、本当に $P_K$ だけなのかなというのが疑問だったのですが、今の御説明だと正にそのとおりで、補助変量としては各県の推計人口しか使っていない。私が知りたかったことは $X_{ij}$ ですが、ある属性を持つ世帯に応じて母集団の $P$ が存在するはずなので、その対応する $P$ を使っていたかと思っていたのですが、この御説明だとどうも違う。そこが誤解であることになりませんが、よく分かりません。

それと、表現が違うのかなと思うのです。国の統計は一般的な統計の教科書に書いてある比推定という用語と違う用語を使うことがあるのですが、別紙1の $T_K$ ハットは比推定そのものの普通の教科書で言っている比推定。ところが、10ページにある $R$ ハットというものは、これがよく分からないのですが、真ん中辺りのイです。「推計値 $R$ ハットは比推定により、下記の方に算定した。」ここだけの説明では私には分かりません。比推定というと名簿情報を使うはず。先ほどの $P_K$ のようなものを使うはずで、これは使っていません。分母と分子が両方とも確率変数だから比の推定をしている。比の推定と比推定は統計学の論理では全く違うもの。関連はしていますが、比の推定と比推定は違うのです。少なくとも国の統計調査の報告書では正確な用語を使ってほしいと思います。実は他の役所でも慣例上、比推定という言葉を使っていますが、これだけはっきり比の推定であることに比推定という言葉はおそらく使っていない。昔の厚生労働省の資料を私は覚えていませんが、きちんと書いてあったと思うのですが、誤解だったらごめんなさい。大変失礼な発言をしています。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 よろしいですか。従前以来このとおり、美添先生の御指導の下にこのような推計の方法を行っているということです。ですので、特に何か変更を加えたものではないということです。

もう一つ、補助変量として世帯情報を補助変量にせよという御指摘だったかと思うのですが、それは結局、15年に1回、国民生活基礎調査と国勢調査が同時期に行われているときであれば、そういった世帯情報を補助変量とした推計というのも可能であるかもしれませんが、周期が違ってまいりますので推計に世帯情報を使えない年の方がむしろ多いということです。その方法というものは実際にどう行えば良いのかなということは、こちらでは申し訳ございません。分からないというのが回答になってしまいます。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 比推定の一般論なのですが、関連のある変数で信頼できるものを使えば良いわけで、関連があるものは何年前の世帯で十分なのです。その方がはるかに効果があって、お試しいただいたら分かると思います。少なくとも他の統計で行っているのでも今回の調査では無理にしても、世帯類型別の世帯数を使った比推定を試みに実施していただけないですか。比推定、厳密に言うと事後層化です。それを

比推定と呼んでいる調査もあるので。それは割合簡単な方法なのです。そうすると推計人口はぴったり合わない。そこは確率的な誤差が発生しますが、このような問題を解決する簡単な方法だと思います。現に他の統計でもそういう推計方法をたくさん使っているの、それが嫌だという理由は私にはわかりません。

○白波瀬部会長 話が専門的で私もついていけないところの方が多いのですが、調査実施者としてはそもそも美添先生から御指導いただいて、そのとおりに実施していて、それ以外変更はしていませんよという意味だったのでしょうか。なのに、どうしてそこはそうなのかなど。でも、いつの時代のことをおっしゃっているのでしょうか。私が言いたいことはそういうことなのです。つまり、1回推計の専門家に枠組みを作っていただいて、もちろん美添先生以上のものということはなかなか難しいので、それを踏襲するという事だと思のですが、その見直しとか、あとは推計に関する見直しの研究会などは定期的に行われていないのですか。なかなかそこまでいかないのでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 基本の推計方法自体は、全く定期的に見直すという事は行っておりません。ただ、平成25年調査の宿題になっていたときに、国勢調査との世帯数の乖離について、推計方法を変えた形での試算というものを例の傾向スコアの研究のときに併せて実施しておりまして、結果としては、例えば国勢調査、15年に1回しか同じタイミングでできないのですが、15年に1回で例えば世帯数のそういう属性に合わせにいったときには、世帯数は合うのですが、では今度それを人員数に置きかえたときには人員数の方が今度はずれてしまうというような結果が出ておりまして、恐らくその当時3種類ぐらいの方法で行ったのですが、一方は合うのだが、一方が合わないという結果で、結局それは採用できないという結論になっております。

○白波瀬部会長 何かありますか。良いですか。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 室長の説明したとおりです。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 それは前回の岩崎先生の研究報告がありますね。あれに書いております。この前というか、平成25年の調査の諮問のときに、その御説明をして、結果としてその方法は採用困難という結論になっているということです。

○白波瀬部会長 ですから、明確な答えを1つ出して、それで方向転換するということまでには至らなかったということは何度か御説明は得ているところです。今日も詳しく説明していただいたのですが、これはもう一つ元に戻りますと、統計委員会の西村委員長の話もあるのですが、やはり中身がブラックボックスになっている感があります。もちろん統計的な専門用語などもありますので、どこまで易しく、誰に向かって言うかということは難しいところですが、今回は例をお示しいただいて、おっしゃっていることは私でもついていけるようになったということはあります。一方、すごく基本的なところでもしかし



たらどちらかというところと後退していて、美添先生の前で基本的過ぎるのかもしれないのですが、やはりこれはどの層が取れていないのかというところが、そもそも論から言うと見えていなくて、そういう意味では実際に回収できたところとの間のずれがそもそもどれぐらいあるのかというところが重要だと思います。もちろん国勢調査と国民生活基礎調査が同時期の台帳を用いたところではありませんので、両者の違いがそのところにある部分も考えられますが、例えば2010年だったら2010年、2005年だったら2005年ということで、2010年の大規模調査の時でも良いので、2010年の国勢調査において、その調査地区の中の母集団の分布と実際に上がってきた、回収されたものの集団にどういうずれがあるのかという何かデータなどがあると、原データですね、良いのではないかと思います。そもそもどうずれているのかというのが分かるのかなという感じがしないでもないということ。

あと、1人世帯というか、これは私の理解から言うと当然というか、これは世帯員から人口にブローしているわけです。だから人口と言っても、世帯員数というところでブローしていて、ですからそういう意味では世帯の分布というところではないから、そのところとは作業が違うので、その辺りの人口と言いつつ、上がってきた世帯の中の世帯員数というところなので、そこが私は少しずれを感じたりします。だからそもそものずれがどこにあるのかということや考慮に入れる必要があるのではないですか。ですからそのところが事後層化とか、美添先生はそういう話もおっしゃったようにも思うのですが、その辺りのところというものはどの時点で母分布に近いようにウェイトはかけるとかかけないとか、そういうものはどうなのですか。そういうことは傾向スコアのところで1回検討ということはあったと思うのですが、そもそも論で、個票の原データでのずれがあって、それでこの時点でウェイトをかけていくかというか、ウェイトバックしていくかみたいな話とか、その辺りの議論はどうなのですか。そういう検討というものは余り意味がないのですか。だからそもそものずれのところは、できれば2010年の国勢調査で原データを取られて、回収率というところとも議論があっても良いのではないのでしょうか。これは結局、回収率の話とも関連して、結局は1人世帯のところが取れないからということにつながっていくような気がしないでもないのですが、その辺りはどうですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 国勢調査との世帯数の乖離というのも前回の平成25年の調査の部会において、ここで御説明しているように都市部を中心に若年層の部分が取れていないというのが分かったというのが結論として書かれていますので、そこは変わらない。

○白波瀬部会長 要するに、アップデートもなくて、平成25年で行ったので、これはこれで終わり。だから、それが現状につながってくるという、そういうことかな。多分、そのところで委員長もそんなに具体的なアイデアがあったわけではないのですが、2次元的に見たら、例えば回収率があるかないかという表があったのですが、どこでしたか。前回部会に出てきました。都市部のところで回収率云々というところで、それは委員会のところで出ました。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 都道府県別の世帯数の違いということは、席上配布資料でお配りしております。それは都市部が足りない。それと、今日お配りしている先ほどの17ページのところで年齢階級別に単独と単独以外で見ると、やはり若い層が落ちている。単独では若い層が落ちている、少なくなっているということは、先ほど御説明したとおりです。

○白波瀬部会長 ですから説明としては、だから違っているのだよということはよく分かったのですが、違うのでどうするかというところなのです。違うのでどうするかというところが気になっているから、元々のところのずれというのをどのように補正されるのかという話になるのですが、その辺りはどうですか。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 結構その違いのところについては前回の平成25年、随分前からこれは議論があって、どのように推計すれば良いかということはいろいろ再三にわたって検討してきたのだが、なかなか現状に代替し得るうまい推計方法がないねという結論にはまず至っているところなのです。

個票のデータというところなのですが、結局、今の膨らませたものと拡大乗数という同じものを掛けていることになりまますので、分布の構造、その構成割合というものは、結局、今お示ししているものと同じものが得られてしまうのです。だから、個票を見たところで結局分布はと言われれば、同じものが出てくるのが行うまでもなく、分かることです。

○白波瀬部会長 そもそも母集団が違うところで上げていて、その推計なので、それを逆向きに言っても、これはこういう理由から違いますよという話になるから、堂々巡りの感が否めません。結局、次の段階での議論としては、この違いをどれだけ縮小していくかという回収率の話になってくるだろうし、そこの回収率の違いというのもどうしようも致し方ないと見たところで、ではどのように補正をかけていって、欠損値を処理するのかという議論に多分続いていくと思うのです。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 その回収率の部分、標本誤差の縮小に向けて回収率の改善というものが一番の手なのです。そこは席上配布資料にありますように、例えば、世帯票の回収のところでは取れないところの大きい要因というものは面接できないところですので、そういうところを何らかの郵送回収などでプラスのところを持っていけないかということ、これから考えていきたいということ、前回は申し上げたということです。

○白波瀬部会長 分かりました。

もう一つなのですが、美添先生から具体的に出た案である世帯属性で事後層化していくという、この件について何か御回答はありますか。

○柴田厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室総合解析係長 先ほど室長も説明されていたかと思うのですが、前回使った研究の報告資料に、平成17年の国勢調査と19年の国民生活基礎調査でおっしゃられたように世帯構造で事後層化して推計してみたという研究結果を報告しておりまして、そこで世帯構造を合わせると、世帯人員の年齢階級別の

分布が全く合わなくなるといった、何種類か行っていてそれぞれ欠点があるのですが、そういう形でどれか1つが妥当な方法であるという結論は得られなかったということを一応、報告しております。

○白波瀬部会長 美添先生、どうですか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 始めからそういうことだったのですが、世帯情報を使うとか、要するに比推定という考え方は、厚生労働省の方は本当によく分かっていると思うのです。その効果も分かっている。でもこのホームページではとてもそういうようには読めないのと、今のやり方の県の人口だけで総人口を合わせるという方法は、何がターゲットなのかです。ある推定方法を使うと、ある変数は精度が上がって、ある変数は下がる。これは何を行っても同じことなのです。特に比推定のような母集団情報を適当に利用する方法を使うと、ターゲットにした変数は近い。この場合は人口がぴったり合うという推定なのですが、他の変数がどの程度比例関係にあるかなのです。比例的なものであれば、人口の大きい地区あるいは今の場合だと回収率の高い地区に対して、回収率・協力度の低い地区は人口が少ない。この比推定は結果的に回収率も反映されるような式になっているのですが、それでうまく推定できる変数と比較的誤差の大きい変数があるので、それを巡っていろいろな手法を検討したはずですが。先に厚生労働省が実施した岩崎委員会における検討の内容にはそこまで入っていることは、私は事前に質問をして聞いたのです。そこで、このような推定を実施してもだめなのか、うまくいくのかということをもう一度答えていただけますか。

どの変数だったらうまくいったが、どれだったらうまくいかなかったのか。

○柴田厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室総合解析係長 代表的なものを1つ紹介しますと、国勢調査での世帯類型と国民生活基礎調査の世帯類型を合わせていったもので行ったときに、世帯員の年齢階級別の人口分布が全く合わなかったといったことがあります。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 全くではなくて、期待したほどの一致がなかったということではないのですか。5歳階級で見たのでしょうか。全く合わないということはあり得ないでしょう。つまり、今の推定方法と比べて許容範囲とは認められないほど誤差が大きくなるのかということですが。全部合わせることは無理だということはそれとおりとして、かえって誤差が大きくなるとは信じられませんが、そういう意味ですか。

○白波瀬部会長 既に検討したのでということですが、若干、調査実施者の方は繰り返し感があるかもしれないのですが、それは配布した報告書を見れば分かるよということかもしれないのですが、少し整理していただいて、どういう結果が出ていて、現状との比較というところでもう少し要約した資料を次回までに作っていただいて、御提出いただきたいと思えます。それで御説明いただければと思えます。ですから推計につきましても、現在どれだけ違うのかという状況もあるのですが、これについて幾つかの可能性を考えて、幾つか美添先生からの御質問及び御提案もあったわけですが、それに対して今後どのような

対応も考えられるのかということを含めたコメントを入れて、これまでの研究結果の整理と資料を作っただけであれば幸いです。よろしくお願いいたします。

では、指摘事項②についての回答ということで進めたいと思います。厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 ②は現在の厚生労働省のウェブ上での掲載情報を充実させるべきという御意見です。

回答に書いてありますように、現在ウェブ上では目的とか沿革とか、ここに列記しておりますような情報を載せておりますが、今後先ほど説明いたしましたような9ページの推計のところとか、19ページのところで集落抽出の説明みたいな絵も含めて、あとは誤差の評価の部分とか、そういった情報を追加で提供するようなことで充実を図っていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

御説明に対して御意見ありますか。確かに掲載されているのですが、これについて若干の改善をお願いしたいというのが内容でしたので、それについては改善するというお答えと解釈いたしました。

今日詳しい情報を報告していただいたのですが、あと岩崎先生の研究結果についての報告書もウェブ上で公開されているのでしょうか。それはなかったのでしょうか。

○岸人口厚生労働省大臣官房統計情報部動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 統計委員会のホームページで前回報告していますので、そちらには資料は載っていたかと思いません。厚生労働省のホームページにはないので必要であれば。

○白波瀬部会長 そうなのですか。あのワーキングは。

○伊藤内閣府統計委員会担当室長 統計委員会ですが、どこまで公開されているのか、部分的なのか全体なのか、少しチェックしてみます。そこは確認しないと分かりません。

○岸人口厚生労働省大臣官房統計情報部動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 ただ、厚生労働省で載せなくて良いという話ではないと思うので。

○白波瀬部会長 だが、ここでの指摘は国民のための情報提供ということなので。

○岸人口厚生労働省大臣官房統計情報部動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 厚生労働省の方での充実ということですね。分かりました。

○白波瀬部会長 そうですね。実際にどういう検討を行なわれていて、推計方法についてもこういう研究会があり、報告書が出されたということを積極的に出された方が、実施されているのでよろしいかと考えます。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 17ページのグラフを見ますと、そうすると、国民生活基礎調査は比較的高齢者のウェイトが重く、若年者のウェイトが、特に単身のウェイトが低い、そういうウェイトがかかっていると理解してよろしいのでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 先ほど

申しあげましたように、回収のところは若年層のところは低く、高齢のところはしっかり取れているという理解でおります。

○白波瀬部会長 言葉の使い方の違いかもしれないのですが、ウェートということよりも、回収率のある意味での歪みというか、取れているところと取れていないところという説明をずっとされていると思うのですが、よろしいでしょうか。

○永瀬委員 補正はできないということなのですね。

○白波瀬部会長 その補正について推計を通して中身としてどういう形で推計が出ていて、また、その推計自体が違うわけで、その違いについて欠損値、補正も含めまして傾向スコアということで前回もそういう形からの御説明だったのですが、その御説明について次回整理していただきますので、どこまで分かっている、これからどういうことを御検討されるかということになるかと思えます。

いかがでしょうか。よろしいですか。ではウェブについては府省横断的にもかなり強く言われているところですが、結構経費もかかる場所ではあるのですが、対応の方よろしくお願いいたします。

では、指摘事項③です。厚生労働省から説明の方よろしくお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 未回収世帯に係る欠落情報の把握については、具体的に非標本誤差の縮小を図っていく上で非常に重要だということで、今後、郵送回収の導入を検討するという回答であったのだが、その実効性を検証するに当たっても、どのように実施していくのかという御意見になります。

私どもは席上配布資料にありますように、調査以降、拒否とか面接不能とか、途中からではありますが、できるだけ細かく取るようなことを行っています。具体的に先ほど見ていただきましたが、6ページの単位区の世帯名簿で面接不能とか転出、入院のため不在とか、そういった細かいことを書いてもらってこれを集計しているということです。

平成28年調査、来年の大規模調査においては、この世帯名簿の中で調査員の訪問回数というものを追加で把握したいということで、7ページ目に太枠で囲んでおりますが、こういった訪問回数も追加で把握しようと考えております。

さらに平成29年以降、郵送回収の導入で試行的な検証を行う予定でありますが、こういう中で単位区世帯名簿で欠落情報をもう少しくまろ系列的に把握できないかという工夫も行っていきたいと思っております。

前回から郵送回収の導入について、方法についていろいろ工夫が必要だということは申しあげましたが、私どもの問題意識について下に参考に書いていますように、単純に全面的な郵送回収ということは、これを行いますと非常に回収率が落ちる、当然、未記入率も落ちるということで、そういう全面郵送回収ということには行わない方向でおります。具体的にこれから試行で実施することは、まず調査員回収。今、調査員が回収していただいている部分については、そこは維持する。世帯票で言いますと、面接不能というのが10パーセントから14パーセントぐらいあるわけですが、この部分を純粹に上乘せするにはどうい

う方法が良いのかということを検討したいということを試行的な検証の中で実施していくということです。これ以外にもYouTubeを活用した広報の充実とか、若者向けのそういう取組も併せて、これまでも実施している部分がありますが、できる部分については検討していきたいということです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、御説明を踏まえまして御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

齋藤専門委員、何かありますか。

○齋藤専門委員 今、回収方法の改善ということがありましたが、私はこの方面は全く素人なので余り言う権利はないと思いますが、若者世代からの回収の方法として、ウェブを使うという方法もあるのではないかと思います。我々もそういう調査方法をよく行いますが、若者にはそれが非常に有効だと感じておりますので、検討されたいかがでしょうか。

○白波瀬部会長 この件につきましてはいかがでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 オンライン回収というのも将来的には当然考えたいと思っております。実は今回の部会に先立って国勢調査をオンラインで実施しておりますので、そこを開発した業者に私どもの調査票、5種類の調査票を見せて、今の2ルート、2回の方法とか、そういう調査の仕組みみたいなものを説明して、パソコンでできるとかスマホでオンライン調査票をつくって、なおかつ調査員なり保健所、福祉事務所が回収状況を確認できるというような国勢調査が今実施しているようなシステムを構築した場合に、どのくらい経費がかかるのかという粗々な試算をしていただきました。

それで経費といたしましては、まずオンライン調査票、今の5種類をそのままオンライン調査票をつくってパソコンでもスマホでもできる。それと調査員の回収状況、調査票の回収状況が管理できる。出先でも修正できるというようなものをつくって、その開発経費とかテスト経費とか、もろもろ含めると大体2億9,000万円ぐらいかかるということ聞いております。

それ以外に例えばサーバーを持つとか、インターネット回線の接続ですとか、保守料みたいなもの。こういったものが大体16億円ぐらいかかるということで、合わせると実施しようと思えば大体20億円弱ぐらいの経費がかかるということが大体分かっておりまして、基本的に私どもの調査は調査員の回収というのが一番の命だと思っておりますので、そこを除く、例えば1割、2割のところを回収率を上げるために、それだけの費用対効果の部分が非常に難しい。今のあれだけの調査票の内容の分量で2回、2ルートで実施するところの改善を行っていかないと、その費用対効果の部分がなかなか出てこないのので、その辺も含めて将来的には導入は考えないとダメだが、今実施できる部分というものは郵送回収の部分をもまず優先して手を付けていきたいということです。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

なかなか莫大な費用がかかるということだと思っておりますが、他に何かありますでしょうか。

美添先生、何かありますか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 結構です。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。方向といたしまして回収率、特に若い人をどうするか。会うことができないということが、若い人たちの回収率を下げている1つの大きな原因のように思います。そういう意味で、調査員調査をベースとしながらも、アクセスできない人については郵送調査を実施したいということで、郵送調査によって例えば記入の正確さとか、あるいは欠損値が多くなった場合にどうするのか等々の検討も続けていただかななくてはいけないかと思っておりますので、この試みについては行っていただきまして、検証することですね。郵送調査を実施しますということで、分かりましたということにはなかなかありませんので、郵送調査という極めて意味のある1つの試みが実際にどの程度の問題を解決するのかということは、引き続き検証していただくことが重要かと存じますので、その点につきましては継続的に検証をしていくということをお願いしたいと思います。

嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 基本的なことを1つ教えていただきたいのですが、世帯員全員に回答していただき調査票を集める際に、自計式についてです。健康票等では御自分で記入できない方は御家族あるいは介護されている方が記入することもできます。「自計式」はどの程度リジットに保たれているのでしょうか。回収率は世帯単位で出てきているわけですが、個別世帯員の拒否のような部分は、把握しているのでしょうか。先ほど、所得票部分の拒否が少しあったという情報をいただいたのですが、回収した調査票に、ある種の未完了世帯の比率があるのでしょうか。教えていただきたいです。

○白波瀬部会長 その辺りのところはどうなっていますか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 例えば4人いて1人が上がっていないとか、そういう意味でしょうか。

○嶋崎委員 はい。あるいは4人で4×何票になるはずの1つが抜けているとか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 基本的には回収のときに、もちろん配るときに人数を聞いてその分を回収しているということですので、基本的には回収できていると思っております。

○白波瀬部会長 嶋崎委員、例えば情報が不正確かもしれないのですが、世帯票だけではないのですが、所得票などで3世代世帯等、多世代でたくさん一緒に住んでいる人の高齢者の所得情報については不正確な情報があるかもしれないという話を誰かから聞いたような、というか要するにそのような場合を設定しているのではないかと思うのです。要するに、国民生活基礎調査ではそういうことがあるというのではなくて、つまり全部世帯を上げていても、それは担保されているという御回答ですね。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 調査員が配るときに前年に所得がある方が何人かということを知り、その人数分だけ調査票を置いて、後日、回収に行って、もらうときにそういう確認をしているということです。

○白波瀬部会長 ですから厳密なことはなかなか分からないところもありますが、そこはそういう意味で調査員調査を維持するというのが多分ベースになるということではないですかね。郵送調査で行って、3人家族なのだが、なかなかそれが上がってこないという状況があるので、今そこを丁寧に調査員調査で確認して上げられているということです。

○嶋崎委員 分かりました。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。では、次に進みます。指摘事項④の回答について厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 ④の過去の補正に関する研究について、府省横断的な場において積極的に蓄積した情報を提供していくという姿勢を見せてほしいということです。これについては実際にそのような場で私どもが行ってきたことについては、積極的に提供していきたいと思っております。

なお書きに書いていますが、先ほどの国勢調査と国民生活基礎調査の世帯数の差について、国勢調査の個票を使って何か分析できないかというところを、今どういうことができるのかというところを、国勢調査の二次利用でうまくできるのかどうかというところを相談中でして、そういうことを含めてこれから実施していきたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

何か御説明に対しまして御意見ありますか。永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 国勢調査の同じ調査区で国勢調査と国民生活基礎調査を比べ同じ出生年月日であれば同じ人、あるいは家族全員が同じ出生年月日だったら同じ世帯などの一定の基準を設け、両方の調査で回収できた人、回収できなかった人の特性を特定するというのを考えていらっしゃるのでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 そういうものができるかどうかというものがあって、もう一つはタイムラグが当然あるわけです。そのタイムラグがあったときに、国勢調査以降に入ってきた人、出ていった人というものは当然あるのですが、それがどうなっているかというところが分からないと、実際に後で実施する私どもの調査が落ちているのか、元々いなくなっているのかというところが分からないのだろう。その辺がうまくデータとして拾えるのかどうかみたいなものを今、国勢調査の担当の方にも御相談しているということです。

○白波瀬部会長 国勢調査が母集団になりますからね。ですから、それとの間の乖離がどうかということですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 うまく分析できるような材料が揃うのかどうかというのを相談している。



○白波瀬部会長 積極的にそれは御検討いただいた方が、結果がどうであれ足元のいろいろな検証になっていくと思いますので、是非進めていただきたいと思います。

あといかがでしょうか。

○永瀬委員 その際に、もしもそれがある程度マッチングできたとすると、国勢調査の方である程度仕事の内容などが分かりますので、どういうタイプの人が落ちているのかということについての情報が分かると非常に良いだろうなど。つまり、単に何人落ちた、あるいは何歳層が落ちたということだけではなくて、どのような人が落ちたのかが分かると良い。一般的にはすごくリッチな方と、すごくプアな方が落ちると思われています。国民生活基礎調査の所得票は社会福祉事務所の系統で調べているので、何らかの特徴があるのかもしれません。国勢調査から検討できればより良いのかなと思うのです。

○白波瀬部会長 時期が違いますからね、完全にマッチングということはなかなかいかないでしょうが。

○齋藤専門委員 もちろん完全には難しいでしょうね。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 そのような情報も含めて、御指摘も含めてどこまでできるのかというのを相談したいと思います。

○白波瀬部会長 よろしくお願いたします。

何かありますでしょうか。美添先生、この辺り何かありますか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 特にありません。

○白波瀬部会長 では、この件につきましても積極的に母集団比較で検討していただくということで、よろしくお願いたします。

それでは、引き続きまして、参考2の審査メモに基づきまして、調査計画の変更に関わる残された論点について審議を行います。それでは、審査メモの4ページの「ウ 教育（15歳以上の者のみ）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、参考2の審査メモの4ページを御覧ください。「小学・中学」及び「高校・旧制中」に現在在学中又は最終卒業学校が当該学校である者のうち、「特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した者を把握する選択肢を追加すること、また、これに伴い、設問文に追加記載することについてです。

これについての審査結果です。本調査事項は、各世帯員の教育の状況を把握するためのものでありまして、今回調査において、近年、障害者の雇用者数が毎年過去最高を更新している一方で、法律の規定に基づいて定められている企業の法定雇用達成割合が平成26年時点で約45パーセントであることを踏まえ、更なる障害者雇用促進施策等について検討するため、障害者の教育状況を把握する必要があるとして、特別支援教育である特別支援学校・特別支援学級に在学中または卒業した者の状況を把握するための選択肢を追加することとしているところです。

5ページですが、これについては把握目的、利活用、報告者負担、把握可能性の観点か

ら見て、当該選択肢の追加の妥当性等について検討する必要があると考えておりまして、現状の確認を含め、5つの論点を整理しています。

1つ目です。本調査結果については、どのような分析を行い、具体的にどのような施策に活用することを想定しているのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。

2つ目です。追加する選択肢に該当する者はどのくらいいると見込まれるのか。報告者が限られると思われる中で、有意な調査結果を得ることができるのか。

3つ目です。厚生労働省では以下のような障害者を対象とする調査等を実施しており、当該選択肢を追加することによる本調査結果への影響をも鑑み、これらの調査等において併せて教育状況を把握することにより代替することは考えられないか。

①としまして、障害者雇用実態調査において、事業所を対象に常用雇用している全ての障害者の雇用形態、賃金、労働時間等を把握しているほか、雇用されている障害者個人を対象に障害の程度や従事する仕事の内容、過去の職歴、現在の職場環境等を把握しています。

②といたしまして、生活のしづらさなどに関する調査では、在宅の障害児・者等を対象に生活実態等を把握することとしております。

なお、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営しています障害者職業総合センターでは、平成20年度から「障害のある労働者の職業サイクルについての調査研究」においてパネル調査を実施しているところです。

4つ目です。特別支援学校及び特別支援学級を卒業した者の中には、「小学・中学」及び「高校・旧制中」を卒業後に進学している者もいることから、把握目的及び利活用の観点から見て、学校種を限定せずに特別支援学校及び特別支援学級の卒業の有無を把握する必要はないか。

5つ目です。特別支援教育には、特別支援学校及び特別支援学級以外に通級による指導もあり、把握目的・利活用の観点から見て、これも含めて把握する必要はないか。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 参考1を御覧ください。まず論点1のどのような分析を行って、どのような施策に活用を想定しているのかということです。今回、特別支援学校・学級の選択肢を追加する背景について、まず御説明いたします。

1 ページ目の下の方に参考の表1というものがあります。平成23年の障害者の推計数ですが、全国で788万人ぐらい。その中で在宅の者は736万人ぐらいおります。障害者の種別は右の方に3種類入れております。

2 ページ目、この在宅障害者のうち、障害者支援施策の対象になるということで、18歳

から64歳のところを見ますと324万人おります。その下に絵がありますが、障害者の就労支援の状況ということで、施策の方で特に重点を置いている部分が、特別支援学校を卒業した方というのが大体毎年2万人ぐらいおります。このうち右側の矢印、下の方なのですが、直接企業に行かれる方というのが5,500人程度、率にしますと28パーセントぐらいおります。上の方に行きまして、卒業後に就労系の障害者福祉サービスの例えば授産施設みたいなどところに行かれる方、こういった方が1万2,000人、約6割強おります。こういった方がそういう福祉サービスのところから一般の企業に行くというのが、平成25年で言いますと1万人ぐらいいらっしゃるということで、卒業後に直接行かれる方あるいは福祉系のサービスを経由して一般就労に移行させる。こういうところを増やしていくという施策が今、展開されているということです。

1ページに戻っていただきまして、そういう学校、学級を卒業した者の就業状況を把握して、実際にそういう方が勤めか自営かの別ですとか、勤め先での呼称といったものを、真ん中の方にありますような3票で年齢階級別とかいう形で結果表をまず作ろうと思っております。

次に、論点2の具体的に今回追加することによってどのぐらいの客体が見込まれるのかということですが、参考の表1、これは学校基本調査のデータですが、まず在学者の数、小中高を合わせますと1,300万人おります。そのうち、特別支援学校の在学者が13万8,000人ぐらい。特別支援学級が20万1,000人ぐらいおります。大体どのぐらいの率かと言いますと、学校の方は全体在学者の1パーセント程度、学級の方は小学校、中学校しかありませんので、それを100にしますと2パーセント程度いらっしゃる。表2、真ん中のところですが、では在学者で15歳以上でどのぐらい出てくるのかということのも粗々の試算ですが、行ったところ、大体9万7,000人ぐらいが該当するだろうということとして、これは平成25年の私どもの調査、父子世帯が大体9万1,000ぐらい出てきますので、それとほぼ同じぐらいの客体が出てくるだろう。

表3ですが、これは卒業者がどのぐらい見込まれるかということで、平成26年の国民生活基礎調査の学歴のところの卒業者を見ますと、5,800万人ぐらいいらっしゃる。それに出現率を掛け合わせますと、特別支援学校・学級の卒業者の数で言うと92万人ぐらい出てくるだろう。この数で言いますと、平成25年の私どもの調査の母子世帯が大体推計数で82万人ぐらい推計として上がってくるので、それぐらいの客体がほぼ見込まれるだろうと思っております。

次に、4ページ目を御覧ください。他の調査で代替できないかという論点です。回答①のところ、障害者雇用実態調査、この調査で学歴は把握しておりませんで、この調査は事業所の調査と個人調査があつて、個人調査の方は事業所に雇用されている方が対象になっているということです。仮に学歴を取ったとしても、雇われている方の世帯の所得ですとか、家族の個別の就業みたいなものが障害者の方の調査では分かりませんので、それができるのが国民生活基礎調査だろうと思っております。

2つ目の②ですが、生活のしづらさの調査。これも学歴は取っておりませんで、調査の方法は国民生活基礎調査と同じように国勢調査から調査区を抽出するという世帯調査です。ただし、基本的には個人でして、世帯の状況のところは細かく把握していないということで、国民生活基礎調査の方で世帯の状況とか個人の健康とか、そういったところは国民生活の方で把握しているので、この調査ではなかなか代替が難しい。

最後に、独立行政法人障害者職業総合センター、ここでは平成20年から障害のある労働者の職業サイクルについての調査研究というものが行われております。この調査は前期調査と後期調査に分かれておりまして、それぞれ1年おきに調査しております。前期というのが大体15歳から39歳、後期というのが40歳から55歳という年齢で、コーホート調査という手法で同じ対象をかける調査です。

この調査では基本的にコーホートの対象になっている方は働いている方ということで、やはりこちらにも一部分の情報しかない。それと客体数が大体3桁のオーダーの客体数ですので、全国推計ということではないということで、国民生活基礎調査でいろいろな世帯の情報とリンクした形での結果が提供できるのは、私どもの調査であろうということです。

次に5ページの論点4、特別支援学校・学級を卒業した者の中には進学する方もいるので、把握の仕方としては小・中・高校に限定せずに、卒業の有無を聞いた方が良いのではないかとありますが、私どもが取っている項目、教育の項目というものは卒業した者の学歴を聞くということで、学歴の経過を聞くということはしておりませんで最終学歴を把握しておりまして、政策部局からも就学先の学校の種別によらず、まずは最終学歴のところ、これは先ほど2ページ目で図に示しました特別支援学校の卒業者が企業へどのように行くか。その部分を増やしていくという施策を中心に、まずはその部分を把握したいということです。

5番目の通級についてですが、私どもの教育の項目は学歴ですので、この通級というものは本来、学籍のある学校から、例えば言葉をうまくしゃべることができないといったお子さんに対して、専門的な教育指導を受けるために通うという形で実施しているものでして、これは正に学歴ということではありませんので、政策部局は今のところ、その部分については利用の予定はないということです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。何か御意見ありますでしょうか。

松原専門委員、いかがですか。

○松原専門委員 リスクのある質問とは思いますが、御趣旨は良く理解しましたので、私は賛成いたします。ただし、調査員が質問の趣旨を聞かれるかもしれないので、簡易な説明書を調査員にしっかり配るといふ御配慮はしていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。松原専門委員の御指摘はかなり重要で、ただ、障害についてこれだけ大規模で充実した形での統計というものは絶対的に不足しておりますので、第一歩ということでこのような形で入れられたということの意味は、私も大きいと思います。ただ、調査を受けた当人としましては、特に障害を持つ子供を持つ親にとっては、なかなか重い調査の項目でもございますので、この点は十分に配慮していただいて、調査員への指導並びに説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

他にいかがでしょうか。ありがとうございます。では、この件について了承いただいたものとしませう。

では引き続き、参考2の審査メモの20ページの「2 統計委員会諮問第45号の答申における『今後の課題』への対応状況について」のうち、「(1) 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し」について、事務局から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 20ページを御覧願ひます。「就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し」につきましては、平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において、厚生労働省は所管統計調査について異なる統計間の当該用語の整合性の確保等の視点から必要な見直しを行うこととされております。これを受けて同省は現在、これは、平成25年当時のことですが、事業所・企業統計を中心に検討を行っているところでありまして、本調査における世帯員の就業・雇用形態に関する調査事項に使用されている用語につきましては、今後取りまとめられる当該検討の結果を踏まえ、平成28年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行う必要があるとされております。

これについての審査結果です。この課題は前回答申時点において、厚生労働省において労働者区分等に関する用語の整合性の確保等について検討していたことから、その検討結果を踏まえて、平成28年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行うよう付されたものです。その後、労働者区分等につきましては、第Ⅱ期基本計画において検討することが求められ、その結果、本年5月に統計調査における労働者区分等に関するガイドラインが作成されたところです。具体的には、このガイドラインにつきましては、39ページ以降の別添2として添付させていただいております。

このガイドラインでは、適用範囲につきまして、事業所母集団データベースに調査結果を記録する基幹統計調査のうち、事業所・企業を対象とする統計調査としております。また、事業所・企業を対象とする統計調査と世帯・個人を対象とする統計調査において同一区分に対して異なる名称を用いていることから、用語の整理、統計間の比較可能性の向上を図るための方策について引き続き府省間における情報共有や検討を実施し、その結果をガイドラインの見直しに反映することとされております。

こうしたことから、厚生労働省は世帯を対象とする本調査については、現時点ではガイドラインの適用範囲外であるとして、今回、本調査における労働者区分等に係る調査事項に使用されている用語につきましては、特段の見直しを行わないこととしております。

これにつきましては、ガイドラインでは世帯を対象とする統計調査について適用対象と

なっておりませんので、当面、特段の対応を求められていないことからやむを得ないものと考えますが、厚生労働省における今後の対応方針等について確認する必要があると考えまして、2つの論点を整理しております。

1つ目です。世帯票の世帯に係る就業・雇用形態に関する調査事項について、具体的などのような施策等に活用されているのか。そのため、どのようなクロス集計等を行っているのか。当該調査項目に関し、統計ニーズ等の観点から、今回の見直しを行う必要はないか。

2点目です。今後のガイドラインの見直しの状況を踏まえ、どのように対応していく予定なのか。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 まず論点1ですが、私どもで把握しております勤めか自営かの別、勤め先での呼称、こういったものについては、性・年齢・職業等のクロス集計を行っております。それぞれの項目の変遷みたいなものについては文章で幾つか書いておりますが、そこは省略させていただきます。

先ほど事務局から御説明がありましたように、今年、平成27年5月にガイドラインというものができて、そこで世帯調査は適用の対象外という整理がされている。それと私どもの調査は、元々、就業のところというものは取ってなくて、平成13年、16年、そういったところから充実させてきて、その項目については就業構造基本調査とか労働力調査といったものを参考にして、調査項目を組み立てております。そういった他の世帯調査との整合性を図るということで、現状はそのままで行きたいということです。

クロス集計については9ページ以降ずっと書いていますが、11ページを御覧ください。今後のガイドラインの見直し状況を踏まえて、どのように対応していくのかということですが、これは当然ガイドラインの方も今後、世帯調査をどうしていくのかという議論がされ、その検討の中で他で言いましたような労働力調査といった動向を踏まえて、必要な見直しを行っていきたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。説明にもありましたが、事業所対象と世帯対象の統計調査間の整理については継続的に検討ということで一区切りついたのでありますが、やはり統計を利用する側からしますと、それぞれの歴史の中でそれぞれの言葉が作られておりますので、できるだけ統一するような形で継続的に努力、御対応をお願いしたいと思います。今、室長からありましたように国民生活基礎調査は確か平成16年ぐらいからかなり積極的に就労についても

取られるようになりましたので、引き続き改善の方向で御検討をお願いいたします。

では、よろしいでしょうか。この点は御了解いただいたものといたします。

それでは、審査メモの22ページ「統計委員会諮問第45条の答申における『今後の課題』への対応について」のうち、「(2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討」について事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 審査メモの22ページを御覧願います。就寝時刻につきましては、社会的には昼夜逆転等、生活スタイルの多様化を象徴する事柄であるが、学術的には健康に影響を及ぼすか否かに関して、いまだに結論が得られていない。そのため、就寝時刻に関する学術的な議論を踏まえた上で、今後、睡眠に関する調査事項のあり方を検討する必要があるとされております。

これについての審査結果です。この課題は平成25年の大規模調査の健康票において、睡眠に関する調査事項といたしまして、過去1か月の1日の平均睡眠時間、過去1か月の睡眠に関する休養充足度の状況を把握する設問が新たに追加されたが、その審議の際、就寝時刻も併せて把握する必要があるか議論されまして、答申時点では就寝時刻は健康に影響を及ぼすか否かに関して学術的にも結論が得られていなかったため、調査事項として追加することは見送りましたものの、学術的に十分な根拠が確立されていない事柄であっても社会的な要請や関心が高いものである場合、それに応えることも重要であるとして、引き続き睡眠に関する調査事項のあり方を検討するよう付されたものです。

本課題につきましては、厚生労働省は今回、次の理由により就寝時刻に関する調査事項を追加しないということにしています。

①です。国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針で決定された「21世紀における第2次国民健康づくり運動」を平成25年度から開始し、睡眠の重要性について普及啓発を一層推進するため、「健康づくりのための睡眠指針2014」を策定しているところです。しかしながら、当該睡眠指針では、就寝時刻について眠たくないのに無理に眠ろうとするとかえって緊張を高め、眠りへの移行を妨げるとして「眠たくなってから寝床に就く、就床時刻にこだわりすぎない」ということが重要とされています。

②です。社会生活基本調査におきまして、1日の生活時間を把握する中で、就寝時刻について把握していることから、改めて本調査で把握する必要性が乏しいと考えられる。これにつきましては、前回答申後の学術的な議論も踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、統計ニーズ等の観点から今回、就寝時刻の把握の必要性等について確認する必要があると考えておりまして、現状の確認を含め4つの論点を整理しています。

1つ目といたしまして、就寝時刻に関する学術的な議論はどのような状況か。

2つ目といたしまして、睡眠時間に関する調査事項については、具体的にどのような施策等に活用されているか。そのため、どのようなクロス集計等を行っているか。

3つ目といたしまして、社会生活基本調査における就寝時刻に関する調査結果はどのようなになっているのか。

4つ目といたしまして、睡眠に関する事項の利活用状況や前回答申後における状況の変化、他調査との関係から見て、本調査において睡眠時間及び就寝時刻を把握する必要性はあるか。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 参考1の12ページを御覧ください。論点1の就寝時刻に関する学術的議論はどういう状況かということですが、説明でありましたように、平成26年3月に睡眠指針2014というものができております。この作成に当たりましては、有識者による検討会が設けられておりまして、この検討会の中で科学的根拠に基づいた議論が行われたということで、参考1の53ページにその関係のところを付けています。

睡眠指針には12カ条が定められておりまして、この中の10番目に眠くなってから寢床に入り、起きる時間は遅らせないとか、眠くなってから寢床につく、就寝時刻にこだわり過ぎないということで、その下に解説が入っております。54ページで参考資料に(2)の指針の科学的根拠ということで、睡眠の習慣と不眠の関係とか、こういったことが学術的な議論という形で議論された上で、こういうものが定められたということです。

12ページに戻っていただきまして、睡眠時間に関する調査事項について、どのような活用がされているのかということですが、現在、健康票では質問9で睡眠の時間、質問10では睡眠による休養充足度というものを取っております。健康日本21の第2次の計画がありますが、この中で睡眠による休養充足度について目標が定められておりまして、その評価の指標になっております。枠で囲っておりますように、睡眠による休養を十分に取れていない者の割合を減少させるということで、目標が平成34年度までに15パーセント、平成25年の調査結果では現在23パーセントというような形でフォローアップがされているということです。

具体的にクロス集計はどのようなものかということで、12ページの終わりから13ページにかけて掲載しております。主に睡眠時間と悩みの原因などのクロス集計、心の健康状態とのクロス集計といったものをとっております。

次に13ページの論点3ですが、社会生活基本調査で就寝時刻に関する調査はどのようになっているかということですが、社会生活基本調査は今、議論されているかと思いますが、1日を15分刻みで何時に起きて、どういうことを行って、何時に寝たい形形で把握しておりまして、実際に就寝時刻の結果表については、ここにあります4-1から4-5、5票取っていると聞いております。

4番目の睡眠に関する事項の利用状況とか、答申後における変化とか、他調査の関係で睡眠時間及び就寝時刻を把握する必要性はということなのですが、私ども健康日本21で目標設定された休養充足度、それと密接に関係のある睡眠時間というものは、今後も継続する



必要があると思っています。就寝時刻の方につきましては先ほどの指針にありますように、余りこだわり過ぎないということもある。それともう一つは、他の調査でも把握されているということで、そこは調査の切り分けも含めまして、私どもの調査では睡眠時間と充足度の方を重要視していて、就寝時刻の方はそれほどニーズは高くないということです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

齋藤専門委員、いかがでしょうか。

○齋藤専門委員 特にありません。

○白波瀬部会長 では特に御意見ありませんでしたら、この件について御了承いただいたものとします。ありがとうございます。

それでは、少しページが戻りますが、18ページの「(2)集計事項の変更」についてです。先ほどは永瀬委員から寄せられました御意見等に対しまして、厚生労働省から説明があり審議いただきましたが、ここでは今回の調査事項の追加、変更等に伴いまして、厚生労働省が新たな作成を計画している集計事項についての審議を行います。

では事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、18ページを御覧願います。今回、集計事項につきまして、調査事項の追加、変更に伴う所要の変更を行うとともに、新たな統計ニーズへの対応等の観点から、集計事項の追加、変更等を行うこととしております。

これについての審査結果です。今回の集計事項の追加、変更等は、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであり、おおむね適当であると考えますが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等が適当か等につきまして、統計の有用性の向上等の観点から検討する必要があると考えており、現状の確認を含め3つの論点を整理しています。

1つ目ですが、調査事項の追加、変更に伴い、新たに作成される集計表の表章はどのようなものか。

2つ目ですが、集計事項につきましては、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点から見て、十分かつ適当なものとなっているか。

3つ目ですが、調査事項の追加、変更に伴うもの以外に集計事項の変更を行うものが見られるが、どのような統計ニーズに対応する観点から変更を行うこととしているのか。統計ニーズとの関係で当該集計表は十分かつ適切か。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 参考1の5ページを御覧ください。下の方に(2)で集計事項の変更というものがあります。

1番目の、今回の調査事項の追加、変更に伴って新しく作成される結果表のイメージです。これはこの資料の27ページから45ページに別紙1という形で結果表を作る予定であります。一度、1回目の部会でここは資料提供させていただいております。中身の方は省略させていただきます。

2番目については、今回、追加、変更に伴う部分については、その中で抜き出した部分ですが、こういうものです。

7ページ目の3番目、今回の追加、変更以外で直すもの。これについては何表かありまして、7ページ目の中ほどから29表、これについてはこの資料で言いますと47ページになるのですが、総覧形式で複数の統計表の数値が見られる。例えば平均世帯人員とか、仕事ありの者がいる世帯の割合とか、平均家計支出額が一目で見られるような総覧的な表を追加するという事です。

次の179ページ、これは資料で言いますと48ページになりますが、元々一覧の中にあります178表が非常にクロスが大きいものでして、できるだけ見やすくするという事で同居児童の有無のクロスを1個減らした形で作るというものです。

次の180表は資料49ページなのですが、これも同じように178表のクロスが非常に大きいので、教育のクロスを減らしたものにしましたものです。

次の242ページ、これは追加でして、仕事ありの母の1日の平均就業時間と末子の年齢階級別に勤めか自営かの別、勤め先の呼称を分析するための表を追加するという事で、これは50ページです。

175表は既存のものに性別をクロスで追加するという事で、これは51ページです。

最後、184表ですが、これも既存の表に性別を加えるという事で、これは52ページに掲載しております。

集計の変更については以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の意見を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 30ページの就業希望の有無と健診の状況について、これは何を目的とした表なのかだけ教えていただけますか。211表です。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

これは無業者を対象として就業希望があるかないかということだと思っております。

○永瀬委員 これは人間ドックのための表なのかなと思ったのです。無業者の就業希望ありなしと人間ドックの関係はどういう目的なのですか。

○白波瀬部会長 下のところですね。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 この表

は健診の受診機会のところを今回変更する関係で変更したというだけでして、就業希望ありなしによってそういう受診の機会とか、年齢階級別に何か違いがあるのかということだろうと思います。

○白波瀬部会長 人間ドックの受診のところ、これは変更により、どこで受診というものが入ったので、その新しい変数としてあえて無業者のところに出てきたということでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 変更に伴うものということで新たにイメージをお出しした。

○白波瀬部会長 永瀬委員はどうしてそれがこの無業者のところに出てくるのかというのが少し分からなくて、もしかしたらもう少し違ったクロスの方が意味があるかなと。

○永瀬委員 それこそ健康と就業の方が意味があるのではないかと思います。

○白波瀬部会長 よろしいですか。就業の有無とか、逆にその方が意味があるかもしれないという御提案と思いますが、ここは無業者だけクロスということなのですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 これは6年前にこういう表があって、それをもう一回復活させて、なおかつ変更があったのでということですか。

○白波瀬部会長 ということのようなのですが、齋藤専門委員から見て、このクロスは意味がありますか。

○齋藤専門委員 健診の観点から見ると、職があるかなしかによる受診のステータスは標準的な指標になりますが、就業希望というものは余り聞かないですね。

○白波瀬部会長 この表は、変更前から元々あったのですか。それで新しい変数を入れたということでしょうか。ですから元々人間ドックの受診があり、人間ドックの受診についてどこから知らせが来たのかというクロスということですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 今回は変更に伴うものについてレイアウトを出しているのです。元々の統計表の中に有業者のそういう健診の受診状況みたいなものが別の表として既存であるので、それはそれで分かるということですか。

○齋藤専門委員 健診の観点から見ると、職があるかなしかで受診のステータスが分かるということは標準的な指標になりますが、就業希望というものは余り聞かないですね。

○白波瀬部会長 変更するなら、あえて少し意味のあるとか、何か現在進行形で問題の指摘があるような表があると、それを使ってもらえるからアピールにもなるかなという趣旨もあったのですが。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 ここは元々有業人員で受診の有無とか、無業の人で受診の有無という表をつくってございまして、ここしか見えないものですから、おかしいかも分かりませんが、両方ありますので。

○齋藤専門委員 分かりました。それは良いと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。永瀬委員、よろしいですか。

あとはよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、この件について御了承いただいたものといたします。

3時間という長時間にわたって審議をいたしました。皆さんの御協力に対して改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。おかげさまで一通り審議事項について審議を終えることができました。

ただ、かなり課題等もありまして、あと説明資料の提示を今日幾つかお願いしておりますので、調査実施部局には年末なのですが、御苦勞をおかけすることになります。次の予備日につきましては、今日出された整理された資料の確認と答申案について審議を行うことといたします。

それでは、次回の部会について事務局から連絡をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は、年末差し迫った時期に大変恐縮ではありますが、再来週の12月28日月曜日、13時から本日より同じこちらの会議室で開催いたします。審議時間につきましては、13時から14時半までの90分を予定しております。

今回は今、部会長からもお話がありましたとおり、本日の審議事項で調査実施者において改めて確認、整理が必要とされた事項及び答申案について御審議いただきたいと考えております。

答申案につきましては、次回部会まで余り日もありませんので、次回部会間近になってしまうかもしれませんが、事務局の方で作成の上、委員、専門委員の皆様方に事前にメールでお送りしたいと考えておりますので、あらかじめ内容を御確認いただければと思います。

それから、本日お配りしている資料ですが、前回同様、委員、専門委員の皆様におかれましては、そのまま席上に残しておいていただいても結構です。私どもの方で保管いたしまして、次回部会で席上に御用意させていただきます。

お持ち帰りいただいた資料につきましては、忘れず次回の部会に持参していただきますよう、お願いいたします。

それから、冒頭でもお願いいたしました。本日お配りしました席上配布資料につきましてはお持ち帰りにならず、そのまま卓上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 予定時間は1時間半ということですが、追い打ちをかけるようで大変申し訳ないのですが、恐らく内容的には1時間半では難しいので、皆様、3時間というのは年末、私も避けたいとは思いますが、内容が内容ですので、申し訳ないですが最低2時間はかかるかと。それより短いと精神的にも楽なので、一応2時間ということで原則進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の部会の議事概要については、後日、事務局からメールにて御紹介いたしますので、確認の方よろしくお願いいたします。

本当に長い時間、御審議賜りまして誠にありがとうございました。本日の部会は終了いたします。ありがとうございました。